

## 第3回 野田市行政改革推進委員会

令和6年9月26日（木）  
午前10時から  
市役所低層棟4階 委員会室

1 開 会

2 議事

- (1) 行政改革大綱の考え方について
- (2) 入札及び契約制度の見直しについて
- (3) 未利用地の有効活用及び処分について
- (4) 公共物への有料広告の掲出について

3 閉 会

## 行政改革大綱の構成（目次）

### 第1章 行政改革大綱の策定の背景

- 1 行政改革の必要性
- 2 これまでの取組
- 3 社会経済情勢の変化
  - (1) 少子高齢化の進展
  - (2) 将来人口
  - (3) 物価の高騰及び最低賃金の上昇
- 4 野田市の財政状況
  - (1) 歳入の状況
  - (2) 歳出の状況
  - (3) 財政の見通し

### 第2章 行政改革大綱の考え方

- 1 行政改革大綱の考え方
- 2 行政改革大綱の体系（重点目標及び取組項目）
- 3 行政改革大綱の期間
- 4 行政改革大綱の推進体制

### 第3章 行政改革大綱の具体的な取組方針

#### 重点目標1 行政運営の効率化

- (1) 行政サービス（窓口業務）の在り方の検討
- (2) 外郭団体等の運営の合理化
- (3) 組織機構の見直し
- (4) 行政サービスの広域化（一部事務組合等の活用）

#### 重点目標2 業務改革の推進

- (1) 定員の適性化
- (2) 給与の適性化
- (3) 人事評価制度活用の推進
- (4) 職員研修の充実
- (5) 自治体DXの推進

#### 重点目標3 市民及び民間組織・事業者との協働

- (1) 市民及び民間組織との協働
- (2) 民間事業者との協働

#### 重点目標4 財政運営の健全化

- (1) 財政運営の健全化
- (2) 公有財産の有効活用

#### 重点目標5 公共施設等の適正な配置及び維持管理

- (1) ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進
- (2) 学校配置の適性化
- (3) 民間施設の有効活用

## 行政改革大綱の考え方

### 1 行政改革大綱の考え方

超高齢社会の進行や出生率低下による生産年齢人口の減少、更には最低賃金の大幅な上昇や物価の高騰、デジタル技術の急速な進歩など、社会経済情勢は刻々と変化しており、その変化とともに、行政需要がますます複雑化、多様化している。

そのような状況の中、市税等の収入の増加が期待できない一方、社会保障費等の支出の増加が見込まれ、市の財政状況は非常に厳しい状況にある。その中で、市民サービスの質を維持・向上させ提供していくためには、経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報、時間など）を行政でなければ解決できない課題に重点化する必要がある。

地方自治法においては、地方公共団体の責務として、同法第2条第14項により、「事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」、また、同法第15項の規定により、「常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない」と規定されており、行政改革の推進が求められている。

行政改革とは、行政が理念や政策目標を最も適切かつ効果的に実施するために必要とされる制度、施策、組織体制、業務運営等の改革措置であるが、将来にわたって効果的・効率的で持続可能な行財政運営を行っていくためには、その時々々の現状及び課題を正確に把握した上で、変化する社会経済情勢や複雑化、多様化する行政需要に迅速かつ的確かつ柔軟に対応し、不断に行政改革を推進していかなければならない。

市では、行政改革を推進する上での基本的な姿勢として、行政改革自体は目的ではなく、市民サービスの質を向上させるための手段として捉えており、コストをかけずに市民サービスの質を向上させることが第一であるが、市民サービスの質が大幅に向上するのであれば、コストが若干増加してもよいと考えている。さらに、市民サービスの質を低下させることなくコストを削減できるもの、市民サービスの質が若干低下してもコストが大幅に削減できるものについても、行政改革の取組を行う対象として検討することとする。（※別表参照）

組織運営に当たっては、ヒト、モノ、カネ、情報などの経営資源を効果的・効率的に活用する必要があるが、その中で最も重要な資源は、モノ、カネ、情報を動かすことができるヒトである。

市民サービスの質の向上を図るためには、縦割り行政による弊害を是正し、行政需要に対応できる効率的で機動的な組織への見直しを図ることが必要である。市民サービスを担う一人一人の職員の資質を向上させるため、職員研修を充実させるなど、人材育成及び意識改革を図るとともに、積極的に業務改革に挑戦していけるような職場環境の整備を図る。併せて、事務事業の現状及び見通しを把握した上で、職員を適正に配置し、デジタル技術を積極的に活用することにより大胆な業務改革を行い、事務の効率化や時間外勤務の削減を図る。

市の責任でやらなければならないが必ずしも市が行わなくてもよい事業については、民間組織・事業者のノウハウの活用による市民サービスの質の向上や効率的な管理運営が図られ、経費削減も期待できることから、民間組織・事業者との協働を進める。また、複雑化、多様化する行政需要にきめ細かに対応するためには、自治会、社会福祉法人、NPO団体、企業等、多様な主体との協働を更に進める。

財政運営については、限られた財源の中で、自主財源及び国・県補助金などの特定財源の確保に最大限努めるとともに、大胆な業務改革による事務の効率化を図り、経費を削減し、真に必要な部門へ重点配分する。加えて、中長期的な視点から、計画的かつ安定的な財政運営に努めるとともに、経常収支比率の改善、プライマリーバランスの遵守などにより持続可能な財政構造への転換を図る。

公共施設については、老朽化が更に進んでいくことから、施設の長寿命化を図るため、ファシリティマネジメント(施設の長寿命化計画)の基本方針に基づき、計画的に維持管理を行い、公共施設包括管理業務委託により、包括的に管理するとともに、適正な配置を検討する。

#### ◆重点目標

##### 1 行政運営の効率化

社会経済情勢や行政需要の変化に対応した効率的で機動的な組織体制への見直しを図る。

##### 2 業務改革の推進

人材育成及び職員の意識改革、積極的に業務改革に挑戦していけるような職場環境の整備を図るとともに、職員を適正に配置する。また、デジタル技術を積極的に活用し、大胆な業務改革を推進する。

##### 3 市民及び民間組織・事業者との協働

行政の役割や責任を見極め、費用対効果を検証し、民間のノウハウにより市民サービスの質の向上、事務や管理運営の効率化が図れるものについては、積極的に協働を進める。

#### 4 財政運営の健全化

自主財源及び国や県の補助金などの特定財源を確保するとともに、大胆な業務改革による事務の効率化を図り、経費削減を徹底する。また、中長期的に計画的かつ安定的な財政運営に努め、持続可能な財政構造への転換を図る。

#### 5 公共施設等の適正な配置及び維持管理

計画的かつ包括的に施設の維持管理を行うとともに、適正な配置を検討する。

#### ※別表

|     |      | 市民サービスの質 |    |    |      |
|-----|------|----------|----|----|------|
|     |      | 大幅向上     | 向上 | 同じ | やや低下 |
| コスト | 大幅減少 | ○        | ○  | ○  | ○    |
|     | 減少   | ○        | ○  | ○  | ×    |
|     | 同じ   | ○        | ○  | ×  | ×    |
|     | やや増加 | ○        | ×  | ×  | ×    |

※「○」は検討の対象、「×」は対象外

※「大幅」、「やや」は相対的な概念

## 2 行政改革大綱の体系（重点目標及び取組項目）

| 重点目標                       | 取組項目                                | 細項目                               |
|----------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 1 行政運営の効率化                 | (1) 行政サービス（窓口業務）の在り方の検討             | —                                 |
|                            | (2) 外郭団体等の運営の合理化                    | ① 一般財団法人野田市開発協会                   |
|                            |                                     | ② 野田市土地開発公社                       |
|                            |                                     | ③ 野田業務サービス株式会社                    |
| ④ 株式会社野田自然共生ファーム           |                                     |                                   |
| (3) 組織機構の見直し               | ① 組織の統廃合と組織体制の整備                    |                                   |
|                            | ② 附属機関の整理合理化                        |                                   |
| (4) 行政サービスの広域化（一部事務組合等の活用） | —                                   |                                   |
| 2 事務事業の見直し                 | (1) 定員の適性化                          | ① 効率的な人材活用の推進                     |
|                            |                                     | ② 適正な職員配置の推進                      |
|                            | (2) 給与の適性化                          | ① 給与制度の見直し                        |
|                            |                                     | ② 各種手当の適性化                        |
|                            |                                     | ③ 時間外勤務の適性化                       |
| (3) 人事評価制度活用の推進            | —                                   |                                   |
| (4) 職員研修の充実                | —                                   |                                   |
| (5) 自治体D Xの推進              | ① 行政サービスのデジタル化の推進                   |                                   |
|                            | ② 情報セキュリティポリシーの遵守                   |                                   |
| 3 民間活力の有効活用                | (1) 市民との協働                          | ① 自治会との協働による行政課題への対応              |
|                            |                                     | ② 社会福祉協議会、社会福法人等との協働による福祉のまちづくり   |
|                            |                                     | ③ N P O法人及びボランティア団体等との協働          |
|                            | (2) 民間活力の有効活用                       | ① P P P / P F I手法導入優先的検討指針の策定及び活用 |
| ② 指定管理者制度活用の推進及び検証         |                                     |                                   |
| ③ 民間委託の推進                  |                                     |                                   |
| 4 財政運営の健全化                 | (1) 財政運営の健全化                        | ① 財政規律の堅持                         |
|                            |                                     | ② 市税、保険料、使用料等の徴収率の向上              |
|                            |                                     | ③ 補助金の在り方の検討                      |
|                            |                                     | ④ 給付サービスの見直し                      |
|                            |                                     | ⑤ 入札及び契約制度の見直し                    |
|                            |                                     | ⑥ 使用料等の負担の適性化                     |
|                            |                                     | ⑦ ふるさと納税制度の活用の推進                  |
|                            | (2) 公有財産の有効活用                       | ① 未利用地の有効活用及び処分                   |
| ② 公共物への有料広告の掲出             |                                     |                                   |
| 5 公共施設等の適正な配置及び維持管理        | (1) ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進 | —                                 |
|                            | (2) 学校配置の適性化                        | —                                 |
|                            | (3) 民間施設の有効活用                       | —                                 |

### 3 行政改革大綱の期間

令和7年4月1日から令和13年3月31日までの6年間とする。ただし、社会経済情勢の変化などがあった場合は、計画期間内であっても必要に応じ見直しを行うものとする。

### 4 行政改革大綱の推進体制

#### (1) 実施計画

大綱に基づく行政改革の推進に当たっては、実施年度及び具体的な実施内容を定めた実施計画を策定し、PDCAサイクル（計画策定：P l a n、実施：D o、検証：C h e c k、見直し：A c t i o n）に基づく点検を行う。

実施計画の期間は、大綱に合わせ、令和7年4月1日から令和13年3月31日までの6年間とし、計画期間の4年目に向けて、中間見直しを行う。ただし、社会経済情勢の変化などがあった場合で大綱を見直した場合は、その見直しに合わせて、必要に応じ実施計画の見直しを行うものとする。

#### (2) 推進体制

全職員一丸となって取り組み、行政改革の推進状況については、市民に積極的に公表するとともに、「野田市行政改革推進委員会」に適宜報告し、助言を得るものとする。

## 第 2 回行政改革推進委員会資料の修正について

### 1. 市民との協働について

- ①自治会との協働による行政課題への対応 . . . P. 2
- ②社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり . . . P. 8
- ③NPO 法人及びボランティア団体等との協働 . . . P. 15

### 2. 民間活力の有効活用について

- ①PPP / PFI 手法導入優先的検討指針の策定及び活用 . . . P. 28
- ②指定管理者制度活用の推進及び検証 . . . P. 33
- ③民間委託の推進 . . . P. 37

# 自治会との協働による行政課題への対応

## 1 現状等

### (1) 現行政改革大綱の方針

市民との協働の中心となる自治会との協働を進めるためには、市からの依頼業務の負担軽減を図ることや、市の担当窓口がそれぞれ違うことで自治会との連絡調整が複雑になっている現状も踏まえながら協議を進めていく必要がある。

協議に当たっては、今後も市と自治会が共通の目的に向かって様々な取組を推進していくことが重要であるため、一方的に市の考え方を提案するのではなく、個々の業務について、市と自治会で十分に話し合い、双方で納得した上で業務を行えるよう進めていく必要がある。

また、自治会への加入促進については、コミュニティの核としての自治会の意義を積極的に働きかけるなどの取組を行う。

### (2) これまでの取組

#### ①自治会への加入促進

市政を運営する上で、自治会との協働は重要であることから、平成21年3月に発行し、平成27年4月に改訂した「自治会ガイドブック」及び平成29年3月に発行した「自治会活動運営マニュアル」（自治会連合会作成）を用いた自治会設立及び運営のサポートを行ってきた。また、平成28年3月に発行した「自治会加入促進パンフレット」（市及び自治会連合会との合同作成）については、令和6年2月に英語及び中国語版も作成し、令和6年度にはベトナム語及びタガログ語版の作成を予定しており、各自治会内への勧誘や野田市への転入者に配布することなどにより、自治会への加入促進を図ってきた。さらに、自治会への依頼業務の負担軽減を図ってきているが、加入率は年々減少しており、効果は得られていない。市内総世帯数の増加により、加入率の減少幅がより大きくなっている。

ちば自治会サミットやTOKATSU（東葛）自治会フォーラムへ積極的に参加するなど、他自治体の取組を参考としているが、近隣自治体においても加入率は減少傾向にあり、効果は得られていない。

#### ◆自治会加入率

各年度6月1日現在

| 年度     | 連合会<br>加入 | 連合会<br>未加入 | 文書配布<br>団体 | 計      | 住基台帳<br>総世帯数 | 加入率    |
|--------|-----------|------------|------------|--------|--------------|--------|
| 平成30年度 | 301       | 35         | 64         | 400    | 67,403       | 68.03% |
|        | 42,162    | 2,177      | 1,512      | 45,851 |              |        |
| 令和元年度  | 298       | 39         | 65         | 402    | 68,437       | 66.41% |
|        | 41,610    | 2,336      | 1,506      | 45,452 |              |        |
| 2年度    | 296       | 39         | 70         | 405    | 69,433       | 65.02% |
|        | 41,089    | 2,397      | 1,657      | 45,143 |              |        |
| 3年度    | 295       | 39         | 69         | 403    | 70,262       | 63.84% |
|        | 40,787    | 2,401      | 1,664      | 44,852 |              |        |
| 4年度    | 293       | 41         | 73         | 407    | 70,821       | 62.53% |
|        | 40,136    | 2,439      | 1,706      | 44,281 |              |        |

|     |        |       |       |        |        |        |
|-----|--------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 5年度 | 292    | 40    | 74    | 406    | 71,673 | 61.02% |
|     | 38,213 | 3,738 | 1,781 | 43,732 |        |        |

(注) 各年度の上段は団体数、下段は世帯数

#### ◆近隣市における自治会加入率

| 自治体名 | 加入世帯数   | 総世帯数      | 加入率    |
|------|---------|-----------|--------|
| 市川市  | 132,821 | 254,842   | 52.12% |
| 船橋市  | 206,069 | 302,345   | 68.16% |
| 松戸市  | 164,391 | 248,750   | 66.09% |
| 柏市   | 122,525 | 196,147   | 62.47% |
| 流山市  | 53,628  | 89,456    | 59.95% |
| 我孫子市 | 41,623  | 61,460    | 67.72% |
| 鎌ヶ谷市 | 25,710  | 48,677    | 52.81% |
| 合計   | 746,767 | 1,201,677 | 62.14% |
| 野田市  | 43,732  | 71,673    | 61.02% |

基準日：野田市は令和5年6月1日時点、流山市は令和5年10月1日時点  
それ以外の市は令和5年4月1日時点

※近隣市では、船橋市が68.16%と最も高く、市川市が52.12%と最も低い状況となっており、近隣8市での平均では62.14%となっている。

#### ◆市民意識調査（令和2年6月）の結果

単位：%

| 回答項目               | H28.3 | R2.6 | 比較   |
|--------------------|-------|------|------|
| 1.自治会・町内会がない       | 7.3   | 14.3 | 7.0  |
| 2.自分の自治会・町内会がわからない | 13.7  | 10.9 | ▲2.8 |
| 3.加入の方法がわからない      | 6.0   | 6.3  | 0.3  |
| 4.活動に参加するのが面倒      | 20.5  | 21.7 | 1.2  |
| 5.加入する必要がある        | 23.9  | 20.0 | ▲3.9 |
| 6.短期間で移転する         | 3.4   | 1.7  | ▲1.7 |
| 7.加入を拒否された         | 2.6   | 1.1  | ▲1.5 |
| 8.その他              | 19.7  | 21.1 | 1.4  |

※「自治会に加入していない」理由は、「活動に参加するのが面倒」が21.7%と最も高くなっている。次いで「加入する必要がある」20.0%、「自治会・町内会がない」14.3%、「自分の自治会・町内会がわからない」10.9%などの順となっている。

#### ②自治会への依頼で行っている業務

自治会では、市報や行政文書の配布、自主防犯組織による防犯活動、自主防災組織による防災活動、ごみ減量の推進などを行っている。自治会の負担軽減を図るとともに、必要に応じて補助金を支払うなど、自治会と協働したまちづくりを積極的に推進し、成果を上げてきた。

#### ◆自治会への主な依頼で行っている業務

| 業務名         | 事業内容                                  | 支援策等  |
|-------------|---------------------------------------|---|
| 市報及び行政文書の配布 | 月に2回市報及び行政文書を配布する。文書によって、全戸配布、班回覧がある。 | 【自治会長等報償金】<br>市報や行政資料の配布、市との連絡調整事務を交付対象として、世帯数に600円を乗じて得た額を交付 |

|        |   |  |
|--------|---|--|
| 自主防犯活動 | 地域の防犯パトロールや研修会等の自主防犯活動を支部単位で計画し、実施している。年末には支部単位の防犯一斉パトロールを実施している。 | 【防犯組合補助金】<br>防犯に関する研修に要する経費など、対象経費の10/10   |
| 自主防災活動 | 防災訓練の実施、防災資器材の維持管理など、日常から防災活動に取り組み、災害に備える。                        | 【自主防災組織育成補助金】<br>・資機材等補助金<br>資機材等の整備に要する経費<br>1回目 経費の10/10<br>2回目 経費の1/2<br>※いずれも上限あり<br>・活動補助金<br>防災訓練等の活動補助金<br>2種類以下の訓練を実施した場合：200円×参加人数 など |
| 環境美化活動 | 自治会等の公共的団体が行う不法投棄物清掃や側溝清掃、市道等の雑草除去を行う。                            | 【環境美化報償金】<br>作業員1人につき250円<br>作業車1台につき500円<br>1団体につき年2回まで申請可能   |
| 集団資源回収 | ごみ減量を推進するため、資源回収を行う。  | 【資源回収報償金】<br>回収した資源物の量に8円/kgを乗じて得た額を交付   |

### ③自治会への依頼で行っている業務に係る見直し状況

自治会が行う業務について、自治会員の高齢化や固定化等に伴い、負担感が増していることから、自治会の組織運営や活動内容、自治会の考え等の実態を把握するために自治会及び文書配布団体（計400団体）を対象に平成30年度に実施したアンケート結果も踏まえ、自治会連合会常任理事会での協議を経て、負担軽減や事務の効率化を図るための見直しを行ってきている。

#### ア) 市報及び行政文書の配布

市報及び行政文書の配布について、自治会との協議の結果、継続課題とした上で、現行どおり月2回、自治会を通じた配布としている。行政文書については、自治会の負担軽減を図るため、可能な限り市報本文及びホームページへの掲載に移行していくこととしている。

#### イ) 環境美化活動

環境美化負担金については、申請時に添付する図面や参加人員名簿の作成の負担が大きいという意見もあったことから、図面の作成が困難な自治会に対する図面の配布や、添付する名簿について、住所、氏名の記載から、氏名のみを記載する様式へ見直すとともに、交付申請書と完了報告書を兼用様式として、申請手続の簡略化を行った。

また、各自治会の実状に合わせた活用ができる「報償金制度」に切り替えた。

## ウ) 集団資源回収

分かりやすい制度にするため、「資源再生利用促進助成金」、「地区資源回収委託料」、「生きびん代の現金支給」を統合し、「資源回収報償金」に改めた。また、毎月提出を求めていた申請手続について、自治会の負担軽減を図るため、3か月ごとの申請に改めた。

## エ) 自主防災活動

自主防災組織育成補助金は、資機材等補助金と活動補助金に大別されるが、活動補助金について、自主防災組織を組織していない自治会等においても防災体制の充実を図れるよう、「準自主防災組織」に位置付け、活動補助金の交付対象に追加した。

また、組織の高齢化、組織の人数が小規模等の理由により訓練を行えない自主防災組織の活性化を図るため、活動補助金の交付対象に、防災・減災に係る図上訓練、ながら防災訓練、避難所運営委員会活動、資機材等の点検等の訓練メニューを追加した。

さらに、実績報告提出の際に参加者名簿等の参加した者の確認ができる書類の提出を求めることとした。

### ◆自主防災組織数及び組織化率 (各年度6月1日時点)

|             | 令和4年度     | 5年度       | 6年度       |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 組織数         | 223 団体    | 221 団体    | 221 団体    |
| 全世帯数        | 70,262 世帯 | 71,673 世帯 | 72,748 世帯 |
| 自主防災組織加入世帯数 | 33,085 世帯 | 33,040 世帯 | 33,039 世帯 |
| 組織化率        | 47.1%     | 46.1%     | 45.4%     |

## ④交付金等の状況 (上記②以外の交付金等)

### ア) 自治会等交付金

野田市自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則に基づき、コミュニティ活動の推進や行政情報の連絡及び行政協力、その他市が依頼する事務を交付対象として、6月1日現在の世帯数に400円(年額)を乗じて得た額を交付する。使途に制限はなく、実態として、自治会の運営費に対する補助金となっている。

### ◆近隣市の状況

| 自治体 | 補助内容  |
|-----|---|
| 市川市 | 1世帯当たり50円(月額)の世帯割額及び世帯数に応じた9段階の基本割額(月額)(4,800~13,000円)を支給               |
| 浦安市 | 一律189,000円(年額)の自治会均等割及び495円(年額)×世帯数                                     |
| 船橋市 | 4月1日現在の世帯数を基に、1世帯当たり420円(年額)を交付   |
| 松戸市 | 4月1日現在の世帯数を基に、1世帯当たり300円(年額)を交付<br>※自治会未加入世帯でも、行政連絡物を配布している場合は、交付世帯数に算入 |

|      |   |
|------|---|
| 柏市   | ① 均等割：400 世帯ごとに 17,500 円（年額）<br>② 世帯割：世帯数×300 円（年額）<br>③ 自主防災運営加算：449 世帯まで 基本額 20,000 円（年額）<br>※449 世帯を超える場合、50 世帯ごとに 1,000 円加算<br>※上限 40,000 円<br>④ 地域見守り事業加算：20,000 円（年額） |
| 流山市  | 10 月 1 日現在の世帯数を基に、1 世帯当たり 220 円（年額）を交付  |
| 我孫子市 | 4 月 1 日現在の世帯数を基に、1 世帯当たり 300 円（年額）を交付   |
| 鎌ヶ谷市 | ① 自治会連合協議会に加入している自治会<br>39 円（月額）×世帯数（連合協議会と一括契約）<br>② 自治会連合協議会に加入していない自治会<br>38 円（月額）×世帯数（個々の自治会と契約）  |

## イ) 自治会集会施設整備事業補助金

100 万円以上の自治会集会施設の新築、増築、修繕等に対し、1 団体当たりの限度額を 1,200 万円として、対象費用の 100 分の 60 に相当する額を補助金として交付している。

これまで、要望を先の年度まで受け付けたことで整備を予定する団体が多く重なり、緊急を要する修繕などに対応できないなど課題があることから、自治会に関する事務事業の見直しの中で検討を行い、見直しを進めてきた。

見直し案では、新築等、修繕ともに現行の補助率、上限額は変更せずに、補助金の申請基準を緩和して対象経費を 100 万円以上としていたものを 20 万円以上に引き下げることとしている。また、今回の申請時期については、新築等、100 万円以上の修繕、100 万円未満の修繕に区分した上で、それぞれ事業経過後 30 年、10 年、随時（修繕箇所が同一の場合は 5 年）とし、施設のバリアフリー化や屋根の修繕など比較的大規模な修繕から設備修繕等の小規模な修繕にも対応できるものとしている。

補助金の申請に当たり、自治会から手続きが分かりにくいとの意見を頂いたことから、添付書類の削減及び様式の見直しによる書類の簡素化を行った上で、団体自身の自己資金計画を含め、整備計画が整った団体について、補助金交付を希望する前年度に要望書を受け付け、修繕等の必要性等の審査を行うこととしている。

なお、見直し案については、8 月 20 日の自治会連合会常任理事会で了承を頂いたことから、令和 7 年度の実施に向けて準備を進めているところである。

## 2 課題

- ・自治会加入率が年々減少し、自治会の役員が高齢化、固定化している状況を踏まえ、自治会への加入促進のため、引き続き、コミュニティの核としての自治会の意義を積極的に働きかけるなどの取組を行う必要がある。
- ・転入者への配布や勧誘に活用している「自治会加入促進パンフレット」について、加入メリットがより伝わる内容にするなど、必要な見直しを検討する必要がある。
- ・「自治会ガイドブック」及び「自治会活動運営マニュアル」についても、発行又は改訂から相当の時間が経過していることから、現状に合わせて必要な見直しを検討する必要がある。

- ・市報等の配布、自主防犯組織による防犯活動、自主防災組織による防災活動、ごみ減量の推進など、自治会と協働したまちづくりを積極的に推進し成果を上げてきたことから、自治会の会員数が減少している中で、負担軽減を図った上で、自治会の負担が過度にならないよう配慮し、引き続き自治会との協働を図っていく必要がある。
- ・市の担当窓口が業務により異なることから、自治会との連絡調整が複雑になっている現状があるが、庁内での協議が進んでいない。
- ・市報の配布について、自治会との協議により、継続課題としていることから、将来的に見直しを検討する必要がある。
- ・避難行動要支援者支援計画について、市の考え方が整理できていないため、方針や案を作成し、自治会連合会常任理事会での協議を進めていく必要がある。
- ・自治会等交付金の交付対象がコミュニティ活動の推進等となっているが、実態として自治会の運営費補助となっている。また、自治会長等報償金について、市との連絡調整事務を行っている自治会と市との連絡調整事務を行っていない文書配布団体が同一の単価となっているなどの課題があることから、自治会の現状を正確に把握した上で、交付金等について必要な見直しを行う必要がある。

### 3 次期行政改革大綱の方針

自治会は、災害など、いざという時に助け合える協力体制を構築するとともに、良好な地域社会の維持及び形成を図るために地域的な共同活動を行い、市民との協働の中心となっている。自治会と十分に協議を行った上で、個々の業務を進めるとともに、自治会の負担が過度にならないよう必要な支援や事務手続きの簡素化を行い、複雑化、多様化する行政需要にきめ細かに対応するため、更なる協働を図っていく。

自治会加入率が年々減少し、自治会の役員の高齢化・固定化などの状況にあることから、これまで以上に引き続き、コミュニティの核としての自治会の意義を積極的に働きかけるなどの取組を行っていく。また、自治会加入促進パンフレットについて、加入メリットがより伝わる内容にするなど、必要な見直しを検討する。

自治会の会員数が減少している中で、市民との協働の中心となる自治会との協働を進めるため、市と自治会で十分に協議した上で、個々の業務を進めるとともに、市からの依頼業務に係る自治会の負担軽減を図っていく。

市報及び行政文書の配布については、市と自治会で協議した上で、将来的に見直しを検討する。

避難行動要支援者支援計画について、市の考え方を整理し、自治会連合会常任理事会での協議を進めていく。

自治会等交付金や自治会長等報償金等について、自治会の現状を正確に把握した上で、必要な見直しを行う。

# 社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり

## 1 現状等

### (1) 現行政改革大綱の方針

市民が抱える福祉ニーズが多種、多様化している中で、増大していく行政需要に対応するため、社会福祉協議会をはじめとした、更に多くの社会福祉法人等との協働を進めることにより、更なる地域福祉の推進を図る。

地区社会福祉協議会の活動については、実施事業の内容や実績に格差が生じていることから、社会福祉協議会や地区社会福祉協議会と相互の有機的な連携の下、それぞれの地域性を活かした活動を支援していく必要がある。

また、社会福祉協議会への委託事業や補助事業については、それぞれの事業の必要性やその効果を十分に検証し、必要性が薄れてきた事業は、より必要性のある事業に振り向けることなどについて、社会福祉協議会と十分に協議を行っていく。

### (2) これまでの取組

社会福祉法の改正により、平成28年4月から、地域における公益的な取組の実施が社会福祉法人の責務として位置付けられ、平成30年4月からは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域共生社会の実現が進められることとなった。

また、新型コロナウイルスの影響が長期化したことにより、市民の生活様式が大きく変化し、社会的孤立の問題等がより深刻化する中で、市民の福祉ニーズは、ますます複雑化、多様化しており、市と福祉のまちづくりを担う社会福祉法人等は、市民サービス向上のために協働してきた。

社会福祉協議会への委託事業や補助事業については、社会福祉協議会の運営状況を把握した上で、近年の人件費や物価の高騰等を注視しつつ、事業の必要性や効果等の検証を行ってきている。

社会福祉施設については、社会福祉法人を指定管理者として施設の管理運営を行っており、管理に係る経費の縮減及びサービスの向上を図っている。

#### ①社会福祉協議会

##### ア) 社会福祉協議会への運営等に対する補助及び人的支援

社会福祉協議会は、地域福祉の増進を目的とした社会福祉法に基づく公共性、公益性の高い民間福祉団体であり、地域福祉（地区社協活動等）を充実させるため、体制強化を図る必要があることから、運営費及び人件費の一部について、補助金を交付してきたが、純資産の合計額が大きくなったことから、令和元年度以降、補助金の交付を停止している。

人的支援として、事務局長を派遣していることに加え、令和6年度からは常務理事を派遣し、体制強化を図っている。

## イ) 市が社会福祉協議会に委託している事業

関係法令等に基づき、市が実施する事業の一部について、社会福祉協議会に委託している。

| 事業名                  | 事業内容  |
|----------------------|---|
| 手話講習会                | 聴覚障がい者等との交流活動を促進するとともに、市の広報活動などの支援者として期待される手話による意思疎通支援を行う者を養成する。  |
| 留守家庭学童保育所運営事業        | 学童保育所の運営を行う。令和6年4月1日現在、学童保育所28施設のうち、13施設を委託している。  |
| 育児支援家庭訪問事業訪問員派遣業務    | 子育て負担の軽減を図るため、育児、家事等の援助や育児相談・指導を行う。   |
| ファミリー・サポート・センター事業    | 仕事と育児の両立支援を行うことを目的に、育児の援助を受けたい方（利用会員）と育児の援助を行いたい方（提供会員）からなる会員組織の中で、会員による相互援助活動を行う。  |
| 総合福祉会館管理事業           | 総合福祉会館の管理運営を行う。なお、社会福祉協議会職員が不在となる平日夜間及び土日祝日の管理については、社会福祉協議会からシルバー人材センターに委託している。   |
| 関宿福祉センターやすらぎの郷管理運営事業 | 市民の文化・教養の向上を図るための施設である関宿福祉センターやすらぎの郷の管理運営を行う。   |
| 点字・声の広報等発行事業         | 視覚障がい者への情報保障の手段として、「市報のだ」を音訳及び点訳し必要な方へ配付する。   |
| 障がい者用選挙公報作成及び配付業務    | 希望する視覚障がい者等に、選挙公報の情報を得るために必要な、音訳及び点訳した選挙公報（選挙のお知らせ）の作成業務及び投票所における点字用氏名掲示を作成する。<br>※市長選挙及び市議会議員選挙のみ                            |
| 介護支援ボランティアポイント制度     | 高齢者の地域貢献、社会活動参加、生きがいを通じた介護予防の促進のための事業であり、介護支援ボランティアに登録し、市が指定した介護サービス事業所等でボランティア活動を行うごとにポイントを付与し、獲得したポイント数に応じて最高年額5,000円を支給する。 |

## ウ) 社会福祉協議会が実施する事業のうち、市が補助金を支出している事業

社会福祉協議会が実施する事業のうち、公益性がある事業について、市が補助金を支出している。

| 事業名                 | 補助内容  | 事業内容  |
|---------------------|---|---|
| ボランティアコーディネーター設置補助金 | ボランティアコーディネーターの配置に要する費用に対し10分の10の額を補助(限度額180万円) | 市民ボランティアな活動を支援し、実際の活動においてボランティアならではの力が発揮できるよう市民と市民、又は組織をつなぎ、組織内での調整を行う。<br>・コーディネート業務<br>・ボランティアセンターの運営<br>・ボランティアに関する相談、斡旋<br>・ボランティアの養成<br>・福祉教材、機器の貸出<br>・情報提供<br>・ボランティア保険加入の促進 |

|                 |  |  |
|-----------------|--|--|
| 地区社協活動費補助金      | 地区社会福祉協議会活動費助成事業に要した費用に対し2分の1以内の額を補助(限度額 220 万円) | 市内 22 の地区社会福祉協議会において、ふれあい・いきいきサロンをはじめ、地域独自の特色ある事業を実施する。<br>【地区社協の役割】<br>・地域の人たちが運営や活動に参加できる機会を作る。<br>・福祉についての理解を深めるための働きかけや担い手の掘り起こしを行う。<br>・地域の人たちが抱える様々な福祉問題を発見する。<br>・地域の様々な団体やグループの活動を活かし互いに協力し合える中核となる。<br>・福祉問題を解決していくための活動を計画し実施する。<br>・生活問題を地域の活動や専門機関に結びつけるための仲介役となる。 |
| 日常生活自立支援事業実施補助金 | 日常生活自立支援事業の実施に要した費用に対し4分の3以内の額を補助                | 千葉県社会福祉協議会の委託を受け、判断能力に不安のある高齢者や障がい者に対し、住み慣れた地域で生活できるよう、定期的な訪問により、福祉サービスを利用する支援や日常的な金銭管理の支援を実施する。   |
| 法人後見事業補助金       | 成年後見制度利用促進事業の実施に要する費用に対し4分の3以内の額を補助              | 認知症や精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らせるようにするため、日常生活自立支援事業から成年後見制度へ途切れることなく支援していくことや低所得で身寄りのない方に対する法人後見事業を実施する。   |

## エ) 社会福祉協議会が実施する事業のうち、市が補助金を支出していない事業

市が補助金を支出していない事業については、基本的に、会費や赤い羽根募金の助成金等で運営している。また、車いす対応自動車等の初期投資が必要な貸出事業の多くは、市民及び企業等からの寄附等により事業を実施している。

| 主な事業名        | 実施内容   |
|--------------|--|
| 車いす貸出事業      | 市民や団体から寄贈された車いすの無料貸出しを行う。  |
| マイクロバス貸出事業   | 福祉団体や市民団体等の活動支援を目的に、マイクロバスの貸出しを行う。   |
| 同行援護事業       | 障がい福祉サービス事業所として、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読含む)、移動の援護等の外出支援を行う。 |
| チャイルドシート貸出事業 | 少子化対策の一環として、交通安全の普及啓発と健康で安全な子育て支援を目的にチャイルドシートの貸出しを行う。                        |
| 車いす対応自動車貸出事業 | 障がい者等に対する社会参加の促進を図るため、車いす対応自動車の貸出しを行う。社会奉仕団体等から寄贈された自動車を活用。                  |
| 心配ごと相談事業     | 市民の身近な心配事に対し助言・指導を行う「心配事相談」を秘密厳守のもと、民生(児童)委員2人の協力を得て行う。また、視察研修会も実施する。        |
| 結婚 50 周年記念事業 | 金婚式を迎えた方の記念撮影を行う。  |

|         |   |
|---------|---|
| 戦没者追悼事業 | 野田市との共催により、第2次世界大戦において戦死した御霊を敬うため戦没者追悼式を開催する。<br>(令和5年度) 日時：令和5年11月10日、会場：樺のホール |
|---------|---|

### オ) 地区社会福祉協議会事業について

地区社会福祉協議会は、社会福祉協議会が市内22地区に設置した地元住民主体の活動組織団体で、自治会、民生委員、女性会、いきいきクラブ、子ども会、ボランティアなどを主な構成員とし、「住民参加による福祉の網の目づくりを推進し、一人一人がより豊かに地域でともに生きる社会」を目指し、一人暮らしの老人を訪問する友愛訪問やふれあいいきいきサロンなどの活動に加え、地区ごとに、地域の特性に応じた様々な活動を行っている。

### ◆地区社会福祉協議会の活動状況

| No. | 地区名称 | 設置日      | 会員数   |    |       | 実施事業の内容等    |      |  |
|-----|------|----------|-------|----|-------|-------------|------|--|
|     |      |          | 一般    | 特別 | 合計    | ふれあいいきいきサロン | 友愛訪問 | その他の主な事業   |
| 1   | 上花輪  | H9.3.5   | 951   | 0  | 951   | ○           | ○    | ・グランドゴルフ大会<br>・軽体操<br>・音楽会   |
| 2   | 清水   | H10.3.1  | 2,066 | 0  | 2,066 | ○           | ○    | ・お元気コール<br>・お家で電話安否確認<br>・下校時パトロール<br>・ひとり暮らし高齢者ハガキ慰問<br>・清水の輪<br>・お正月用生け花サービス<br>・振り込め詐欺防止チラシ配布 |
| 3   | 中根   | H11.6.27 | 1,288 | 0  | 1,288 | ○           | ○    | ・中根保育所でのボランティア活動<br>・ボランティア意見交換会<br>・年賀状送付<br>・イキイキ体操新年お楽しみ会                                     |
| 4   | 太子堂  | H11.8.28 | 661   | 0  | 661   | ○           | ○    | ・太子堂花の会  |
| 5   | 中央   | H12.3.24 | 569   | 3  | 572   | ○           | ○    |  |
| 6   | 川間   | H12.4.14 | 2,762 | 1  | 2,763 | ○           | ○    | ・ふれあいの広場<br>・グランドゴルフ大会<br>・地域支援(除草作業)  |
| 7   | 上町   | H12.4.22 | 645   | 14 | 659   | ○           | ○    | ・ふれあい広場<br>・あいさつ運動<br>・あるけ歩け大会<br>・お楽しみ会<br>・暑中見舞い、年賀状送付   |

|    |       |             |        |    |        |   |   |  |
|----|-------|-------------|--------|----|--------|---|---|--|
| 8  | 南部第2  | H12. 7. 20  | 1, 205 | 0  | 1, 205 | ○ | ○ | ・ボランティア研修会<br>・理科大セミナー<br>・お花見会                                      |
| 9  | 宮崎・柳沢 | H12. 9. 10  | 1, 448 | 0  | 1, 448 |   | ○ | ・高齢者お楽しみ会  |
| 10 | 福田    | H12. 10. 7  | 1, 636 | 4  | 1, 640 | ○ | ○ | ・七夕コンサート<br>・ふれあい福祉バザー&グランドゴルフ大会<br>・福田の森フェスタ<br>・知って得する講座           |
| 11 | 七光台   | H12. 11. 9  | 824    | 0  | 824    | ○ | ○ | ・福祉ネットワーク事業  |
| 12 | 南部東   | H12. 12. 1  | 522    | 0  | 522    | ○ | ○ | ・遊びの広場<br>・夏、秋まつり<br>・大和田子ども会まつり<br>・防災模擬訓練<br>・不法投棄ごみ拾い<br>・防犯パトロール |
| 13 | 南部北   | H12. 12. 3  | 1, 477 | 0  | 1, 477 | ○ | ○ |  |
| 14 | 中野台   | H12. 12. 14 | 1, 594 | 0  | 1, 594 | ○ | ○ | ・芋煮会   |
| 15 | 南部南   | H12. 12. 22 | 1, 604 | 2  | 1, 606 | ○ | ○ | ・年賀状送付   |
| 16 | 南部中央  | H13. 1. 14  | 762    | 0  | 762    | ○ | ○ |  |
| 17 | 東部    | H13. 2. 4   | 1, 732 | 0  | 1, 732 | ○ | ○ |  |
| 18 | 北部    | H13. 2. 10  | 2, 842 | 20 | 2, 862 | ○ | ○ | ・福祉まつり<br>・夏まつり<br>・餅つき大会  |
| 19 | 西部    | H13. 6. 17  | 1, 098 | 8  | 1, 106 | ○ |   | ・福祉教育支援活動<br>・点訳広報活動   |
| 20 | 関宿    | H15. 8. 2   | 707    | 0  | 707    |   | ○ |  |
| 21 | 二川    | H15. 8. 31  | 2, 409 | 0  | 2, 409 | ○ | ○ | ・ふれあい広場  |
| 22 | 木間ヶ瀬  | H15. 9. 8   | 2, 397 | 0  | 2, 397 | ○ | ○ | ・福祉まつり<br>・学校支援  |

## ②その他社会福祉法人等との協働

複合老人ホーム楽寿園などの8施設について、社会福祉法人を指定管理者として管理運営を行っており、社会福祉法人のノウハウを活用することで、サービスの向上及び管理経費の縮減を図っている。

災害時に通常の避難所では生活することが難しく、特別な配慮が必要な方及びその家族を受け入れるための福祉避難所について、令和6年2月に野田みどり会と協定を締結し、楽寿園及び特別養護老人ホーム鶴寿園を福祉避難所として指定したことにより、合計6避難所となった。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、高齢者やその家族の健康や介護などに関する相談業務等を包括的・継続的に行う高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）7か所のうち、5か所を社会福祉法人に委託し、定期的に連絡会を開催するなど、情報共有や連携を図りながら支援を行っている。

また、市内では、障害者福祉施設や特別養護老人ホームなど、社会福祉法人をはじめとした民間法人による施設整備が進んでおり、市内の社会福祉施設の充実に大きな役割を果たしている。（令和6年4月1日現在、市内で事業を行う社会福祉法人の数は18法人（44施設）※指定管理者導入施設を除く）

#### ◆社会福祉法人による指定管理者制度の導入状況

| 名 称           | 指定管理施設            |
|---------------|-------------------|
| 社会福祉法人 野田みどり会 | 楽寿園               |
|               | 岩木小学校老人デイサービスセンター |
|               | 心身障がい者福祉作業所       |
|               | あおい空              |
| 社会福祉法人 は一とふる  | 関宿心身障がい者福祉作業所     |
|               | あすなる職業指導所         |
|               | あさひ育成園            |
|               | こだま学園             |

#### ◆高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）の設置状況

| 名称               | 運営           |
|------------------|--------------|
| 高齢者支援課高齢者なんでも相談室 | 野田市高齢者支援課    |
| 中央高齢者なんでも相談室     | 社会福祉法人法師会    |
| 東高齢者なんでも相談室      | 社会福祉法人野田みどり会 |
| 南第1高齢者なんでも相談室    | 社会福祉法人法師会    |
| 北高齢者なんでも相談室      | 社会福祉法人志豊会    |
| 関宿高齢者なんでも相談室     | 社会福祉法人伯和会    |

## 2 課題

- ・ますます複雑化、多様化する市民の福祉ニーズに的確に対応するため、社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人等との協働を更に進め、地域福祉の推進を図っていく必要がある。
- ・厳しい財政状況の中で、社会福祉協議会への委託事業や補助事業については、社会福祉協議会の運営状況を把握しながら、近年の人件費や物価の高騰等も注視した上で、引き続き事業の必要性や効果等の検証を行い、必要な見直しを行うとともに、安定した運営を行えるよう事務手数料や補助金の在り方を検討する必要がある。
- ・地区社会福祉協議会については、地域の特性に応じた様々な活動を行っているが、地域ごとに活動に対する温度差がある。社会的孤立や地域社会の希薄化といった問題に対応するためには、社会福祉協議会や地区社会福祉協議会と相互に連携し、各地域の課題や対応等の情報共有を図る必要があるが、十分でないことから、有機的な連携の下、それぞれの地域性を活かした活動を行っていく必要がある。
- ・地区社会福祉協議会における地域福祉の担い手の固定化・高齢化が進んでいることから、活動情報を効果的に発信して広く周知し、担い手を増やしていく必要がある。
- ・福祉避難所の拡大を図っていく必要がある。

### 3 次期行政改革大綱の方針

市民が抱える福祉ニーズが複雑化、多様化し、増大する行政需要にきめ細かに対応するため、社会福祉協議会を始めとした、多くの社会福祉法人等との更なる協働を進めることにより、更なる地域福祉の推進を図っていく。

社会福祉協議会への委託事業及び補助事業については、それぞれの事業の必要性やその効果を検証し、引き続き社会福祉協議会と協議を行いながら、社会情勢によって変わる福祉ニーズに対応した事業内容への見直しを検討するとともに、安定した運営を行えるよう事務手数料や補助金の在り方を検討する。

地区社会福祉協議会の活動については、それぞれが実施する活動に温度差が生じていることから、社会福祉協議会や各地区社会福祉協議会との相互に有機的な連携の下、地域性を活かした活動を支援していくとともに、地域福祉の担い手を確保していく必要がある。

# NPO法人及びボランティア団体等との協働

## 1 現状等

### (1) 現行政改革大綱の方針

NPO法人及びボランティア団体等の市民活動団体を育成するとともに、今後、市民活動団体が担うべき役割が増大していることから、市民活動団体の基礎的情報を把握し、行政の各部局との連携を進めていく必要がある。

しかし、市の各部局との連携については、現状では十分とは言えない状況であり、より積極的に進めていく必要がある。そのため、市民活動支援センターにおいて、市の各部局や市民活動団体間のネットワークの強化を図っていく必要がある。

加えて、市民活動団体が必要としている支援を適格に把握し、行政としてできる支援策を講じていく必要がある。

### (2) これまでの取組

平成27年4月に、NPO・ボランティアサポートセンターの名称を市民活動支援センターに変更し、その後、センター長や支援補助員を配置するなど機能強化を図り、市民活動に関する相談や講座、市内の市民活動団体の紹介、イベント情報の発信等を行っている。

平成29年度から市民活動団体支援補助金制度を創設し、市内のNPO法人及びボランティア団体等の組織運営や体制強化等を図る取組に要する経費に対して補助金を交付し、財政的支援も実施している。

NPO法人との協働を進めてきており、様々な分野で成果をあげている。

一方で、市の各部局において、NPO法人及びボランティア団体等との連携が十分とは言えないことから、市民活動支援センターでは、令和3年度に市民活動団体に対し、市と実現したい協働事業についてアンケートを実施し、実現に向けた課題等の検討を行っている。

### ◆市民活動支援センターの活動（令和5年度）

#### ○貸スペース等業務

- ・センター内フリースペース 107件(フリースペース利用時間 134時間)
- ・団体向けパソコン 58件
- ・イオン内会議室 379件(1,283時間)

#### ○相談等業務

- ・相談件数 306件(相談時間 194時間)

#### ○ミニ学習会事業

- ・助成金基礎講座 2回
- ・パソコン講座 1回

## ◆市民活動団体支援補助金の支給状況

### ①補助金の内容

| 対象      | 目的       | 補助率  | 上限額  | 備考  |
|---------|----------|------|------|---|
| 設立後5年未満 | 組織基盤強化支援 | 9/10 | 10万円 | 1団体1回までとし、3年を限度として継続申請可能                              |
| 設立後5年以上 | 事業発展支援   | 8/10 | 20万円 | 新たな内容であれば1団体当たり3回まで交付可能。ただし、2回目以降の申請は前回の申請から2年経過後とする。 |

### ②支給状況

| 年度      | 令和元年度    | 2年度      | 3年度      | 4年度      | 5年度      |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 設立後5年未満 | 5件       | 4件       | 8件       | 6件       | 4件       |
|         | 500,000円 | 362,000円 | 696,006円 | 600,000円 | 334,750円 |
| 設立後5年以上 | 3件       | 4件       | 4件       | 4件       | 3件       |
|         | 460,000円 | 530,000円 | 639,400円 | 428,032円 | 523,714円 |

## ◆NPO法人との協働（主なもの）

| 法人名                             | 協働内容  |
|---------------------------------|---|
| E a r t h a s<br>M o t h e r 千葉 | 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業を実施し、既存事業の連携や拡充により、複雑・多様化した課題解決を図る。                               |
| ゆう&みい                           | 高齢者が気軽に集うことができるシルバーサロンを運営し、認知症や閉じこもりを予防する。<br>地域子育て支援拠点事業として、子育てサロンを設置し育児を行う保護者を支援する      |
| 子育てネットワーク<br>ゆっくっく              | つどいの広場事業運営として、乳幼児とその親が気軽に集い交流を図り、育児相談できる場を提供する。<br>地域子育て支援拠点事業として、子育てサロンを設置し育児を行う保護者を支援する |
| 野田春風会                           | 指定管理者として、春風館道場の管理運営を行う。   |
| そい・びんず                          | NODA産FOODフェスタ実行委員会が主催し、市が後援するNODA産FOODフェスタを共催   |
| 関宿滑空場                           | 健康スポーツ文化都市宣言記念事業及び千葉県誕生150周年記念事業として、野田アウトドアスポーツフェスタ2023を開催                                |

### (3) NPO法人及びボランティア団体等の状況

#### ①NPO法人数

令和6年4月末現在で、37のNPO法人が、市内で様々な分野で活動している。

#### ◆市内のNPO法人数の推移（各年度末現在）

| 年度  | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
| 法人数 | 44    | 44  | 40  | 39  | 37  |

※千葉県ホームページより

◆近隣市におけるNPO法人数（令和6年4月1日現在）

| 自治体       | 野田市      | 柏市       | 流山市      | 松戸市      | 我孫子市     | 鎌ヶ谷市     |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 法人数       | 37       | 133      | 59       | 145      | 52       | 26       |
| 常住人口      | 152,053人 | 434,462人 | 211,795人 | 498,344人 | 130,018人 | 109,631人 |
| 1法人当たりの人口 | 4,109人   | 3,266人   | 3,589人   | 3,436人   | 2,500人   | 4,216人   |

※法人数は、内閣府NPOホームページより

※人口は、千葉県毎月常住人口調査月報より

②ボランティア団体

令和6年6月末現在で、野田市ボランティアセンターに90団体が登録し、点字絵本の作成・校正等の技能提供や、地域の児童・生徒の見守りを行う地域福祉等の分野で活動が行われている。

◆ボランティア団体登録状況

| 活動分野     | 団体数 | 活動分野 | 団体数 |
|----------|-----|------|-----|
| 技能提供     | 8   | 子供   | 3   |
| 地域福祉     | 10  | 環境   | 8   |
| 障がい者・高齢者 | 7   | 学習   | 5   |
| 特技・訪問    | 45  | その他  | 2   |
| 国際       | 2   | 合計   | 90  |

③その他団体

みどりのふるさとづくり実行委員会、三ツ堀里山自然園を育てる会など、ボランティア登録団体以外で、市と連携して事業を推進している団体がある。

※市民活動支援センターには、令和6年6月末現在で、NPO法人やボランティア団体等として、147の市民活動団体が登録し、12分野で活動している。（上記のNPO法人及びボランティア団体等と重複している団体あり）

◆市民活動支援センター登録団体の状況

| 活動分野          | 団体数 | 活動分野           | 団体数 |
|---------------|-----|----------------|-----|
| 保健・医療・福祉      | 33  | 観光の振興          | 1   |
| 学術・文化・芸術・スポーツ | 49  | 農山漁村・中間山間地域の振興 | 0   |
| 子どもの健全育成      | 24  | 地域安全活動         | 1   |
| まちづくり         | 18  | 国際協力           | 1   |
| 人権の擁護・平和推進    | 7   | 男女共同参画         | 1   |
| 環境の保全         | 9   | 科学技術の振興        | 0   |
| 社会教育          | 2   | 他団体との連携・助言・援助等 | 1   |
|               |     | 合計             | 147 |

## 2 課題

- ・ NPO法人が年々減少傾向にあり、他市と比較しても少ない状況である。その背景には、会員不足や後継者不足があることから、NPO法人の現状を把握し、育成を図る必要がある。
- ・ 行政需要が複雑化、多様化している中で、NPO法人及びボランティア団体等の市民活動団体の育成に当たっては、市民活動団体の実状や必要としている支援を的確に把握し、行政としてできる支援策を検討する必要がある。
- ・ 市民活動団体支援補助金について、市民活動団体の声を聞いた上で、近隣市の状況も踏まえ、必要な見直しを検討する必要がある。
- ・ 令和3年度に市民活動団体を対象に実施したアンケートにおいて、要望された協働事業について、検証が進んでいない事業が多数あることから、引き続き、検証を進め、市の各部局との協働を推進する。
- ・ 新たな事業や既存の事業を行う際、市民活動団体等との協働の可能性について職員が積極的に検討する必要があるため、研修等を開催し、職員の意識の醸成を図る必要がある。
- ・ 協働に当たっては、市民活動団体間や行政の各部局との連携が重要となるが、情報共有や意思の疎通が十分な状況とはいえないため、ネットワークの強化を図る必要がある。

## 3 次期行政改革大綱の方針

行政需要が複雑化、多様化し、NPO法人及びボランティア団体等の市民活動団体が担うべき役割が増大していることから、**更なる協働を図り、**育成していく必要がある。

そのためには、市民活動団体間や行政の各部局との連携が重要となるため、情報共有や意思の疎通が図れるようネットワークの強化を図るとともに、市職員の協働に対する意識醸成を図っていく。

また、その現状を把握した上で市民活動団体が必要としている支援を的確に把握し、行政としてできる支援策を講じていく。

<参考1> 市内のNPO法人一覧（令和6年4月末現在） 37法人

| NO | 法人名                | 活動分野   |
|----|--------------------|--|
| 1  | Earth as Mother 千葉 | ①保健・医療・福祉 ②社会教育 ③まちづくり ⑦環境の保全 ⑬子どもの健全育成 ⑯経済活動の活性化 ⑰職業能力の開発・雇用機会の拡充 ⑲他団体との連携・助言・援助等 |
| 2  | Music Plus One     | ②社会教育 ③まちづくり ⑥学術・文化・芸術・スポーツ ⑬子どもの健全育成 ⑰職業能力の開発・雇用機会の拡充 ⑲他団体との連携・助言・援助等             |
| 3  | S a n t a          | ①保健・医療・福祉 ⑰職業能力の開発・雇用機会の拡充   |
| 4  | ありんこ・くらぶ           | ①保健・医療・福祉 ②社会教育 ③まちづくり ⑩人権の擁護・平和推進 ⑬子どもの健全育成 ⑭情報化社会の発展                             |
| 5  | アルファバドミントンネットワーク   | ①保健・医療・福祉 ②社会教育 ⑥学術・文化・芸術・スポーツ ⑪国際協力 ⑬子どもの健全育成 ⑲他団体との連携・助言・援助等                     |
| 6  | エコファーム野田           | ③まちづくり ⑦環境の保全 ⑯経済活動の活性化 ⑰職業能力の開発・雇用機会の拡充 ⑲他団体との連携・助言・援助等                           |
| 7  | クラリコ               | ⑬子どもの健全育成 ⑲他団体との連携・助言・援助等  |
| 8  | ささえ愛               | ①保健・医療・福祉 ③まちづくり ⑨地域安全活動 ⑬子どもの健全育成 ⑲他団体との連携・助言・援助等                                 |
| 9  | スマイリシエル            | ①保健・医療・福祉 ②社会教育 ③まちづくり ⑦環境の保全 ⑩人権の擁護・平和推進 ⑬子どもの健全育成 ⑰職業能力の開発・雇用機会の拡充               |
| 10 | そい・びんず             | ③まちづくり ⑥学術・文化・芸術・スポーツ ⑦環境の保全 ⑯経済活動の活性化 ⑲他団体との連携・助言・援助等                             |
| 11 | たんぽぽ保育園            | ①保健・医療・福祉 ②社会教育 ⑬子どもの健全育成 ⑲他団体との連携・助言・援助等  |
| 12 | なのはな会              | ①保健・医療・福祉 ⑲他団体との連携・助言・援助等  |
| 13 | のだ・ひと粒の種           | ①保健・医療・福祉 ③まちづくり ⑰職業能力の開発・雇用機会の拡充  |
| 14 | フューチャーモデルアソシエーション  | ②社会教育 ⑥学術・文化・芸術・スポーツ ⑭情報化社会の発展 ⑲他団体との連携・助言・援助等                                     |
| 15 | マ・メール              | ①保健・医療・福祉 ③まちづくり ⑨地域安全活動 ⑲他団体との連携・助言・援助等   |
| 16 | まめ塾                | ②社会教育 ③まちづくり ⑬子どもの健全育成   |
| 17 | メンタルサポート野田そよかぜ     | ①保健・医療・福祉 ②社会教育 ⑲他団体との連携・助言・援助等  |
| 18 | ゆうアンドみい            | ①保健・医療・福祉 ③まちづくり ⑬子どもの健全育成   |
| 19 | ゆめしずく              | ①保健・医療・福祉 ③まちづくり ⑰職業能力の開発・雇用機会の拡充  |
| 20 | 快適環境研究会            | ①保健・医療・福祉 ②社会教育 ⑦環境の保全 ⑪国際協力   |
| 21 | 環境整備事業団            | ①保健・医療・福祉 ②社会教育 ③まちづくり ⑦環境の保全 ⑧災害救援 ⑩人権の擁護・平和推進 ⑲他団体との連携・助言・援助等                    |
| 22 | 関宿・農業クラブ           | ②社会教育 ③まちづくり ⑦環境の保全 ⑪国際協力  |
| 23 | 関宿滑空場              | ②社会教育 ③まちづくり ⑥学術・文化・芸術・スポーツ ⑬子どもの健全育成 ⑲他団体との連携・助言・援助等                              |
| 24 | 啓心会岡田文化事業団         | ①保健・医療・福祉 ②社会教育 ⑥学術・文化・芸術・スポーツ ⑲他団体との連携・助言・援助等                                     |
| 25 | 芸術文化を愛する会          | ①保健・医療・福祉 ②社会教育 ③まちづくり ⑥学術・文化・芸術・スポーツ ⑦環境の保全 ⑩人権の擁護・平和推進 ⑬子どもの健全育成 ⑰               |

|    |                |  |
|----|----------------|--|
|    |                | 職業能力の開発・雇用機会の拡充  |
| 26 | 子育てネットワークゆっくっく | ①保健・医療・福祉 ⑬子どもの健全育成  |
| 27 | 枝の会            | ①保健・医療・福祉 ③まちづくり ⑩人権の擁護・平和推進 ⑰職業能力の開発・雇用機会の拡充                                  |
| 28 | 諏訪流放鷹術保存協会     | ②社会教育 ⑥学術・文化・芸術・スポーツ ⑦環境の保全  |
| 29 | 谷中の杜           | ②社会教育 ⑱消費者の保護  |
| 30 | 未来塾            | ②社会教育 ③まちづくり ⑬子どもの健全育成   |
| 31 | 木材製品文化振興会      | ②社会教育 ⑥学術・文化・芸術・スポーツ ⑦環境の保全 ⑯経済活動の活性化 ⑰職業能力の開発・雇用機会の拡充 ⑱消費者の保護 ⑲他団体との連携・助言・援助等 |
| 32 | 野田レクリエーション協会   | ②社会教育 ⑬子どもの健全育成  |
| 33 | 野田街並文化創造社      | ②社会教育 ③まちづくり ⑥学術・文化・芸術・スポーツ ⑦環境の保全   |
| 34 | 野田子ども劇場        | ①保健・医療・福祉 ②社会教育 ③まちづくり ⑥学術・文化・芸術・スポーツ ⑬子どもの健全育成                                |
| 35 | 野田市民室内管弦楽団     | ①保健・医療・福祉 ②社会教育 ⑥学術・文化・芸術・スポーツ ⑬子どもの健全育成 ⑲他団体との連携・助言・援助等                       |
| 36 | 野田春風会          | ②社会教育 ③まちづくり ⑥学術・文化・芸術・スポーツ ⑬子どもの健全育成 ⑲他団体との連携・助言・援助等                          |
| 37 | 野田文化研究会        | ①保健・医療・福祉 ②社会教育 ③まちづくり ⑥学術・文化・芸術・スポーツ ⑩人権の擁護・平和推進 ⑫男女共同参画 ⑬子どもの健全育成            |

※千葉県ホームページより

<参考2>野田市ボランティアセンター登録グループ一覧（令和6年6月末現在）90団体

| 区分              | No | グループ名               | 活動内容                             |
|-----------------|----|---------------------|----------------------------------|
| 技能提供<br>8団体     | 1  | 手作り拡大写本かたつむりの会      | 弱視者の為の「拡大教科書・写本」の製作              |
|                 | 2  | 野田市手話サークルけやきの会      | 手話の普及、聴覚障がいへの理解を深めてもらうための活動      |
|                 | 3  | 野田点訳奉仕会             | 点訳奉仕                             |
|                 | 4  | のだ要約筆記サークル「ほたる」     | 中途失聴・難聴者への要約筆記によるコミュニケーション支援と交流  |
|                 | 5  | 野田理容組合奉仕会           | 高齢者施設での入所者の散髪                    |
|                 | 6  | 朗読グループあいの会          | 朗読テープ作成、対面朗読など。視覚障がい者との交流        |
|                 | 7  | 点訳の会                | 視覚障がい者への点訳による生活情報の提供             |
|                 | 8  | 点訳絵本の会・野田           | 点字絵本の作成・校正                       |
| 地域福祉<br>10団体    | 9  | 上町地区ボランティアグループ      | 高齢者福祉（ふれあい広場、友愛訪問等）、青少年育成        |
|                 | 10 | 清水ボランティア あしたば       | 施設奉仕、地区社協活動への協力等                 |
|                 | 11 | 太子堂ひまわり会            | 地区社協活動における友愛訪問やふれあい活動            |
|                 | 12 | 中根地区社協ボランティア会       | 地域内の独居高齢者の家事援助、友愛訪問。福祉施設での奉仕活動   |
|                 | 13 | 中野台地区社協ボランティアかすみ草   | 中野台区民対象のふれあいサロン企画運営等             |
|                 | 14 | 南部第2地区地区社協ボランティア    | ゆうあいサロン・ゆうあい訪問・広報紙               |
|                 | 15 | 西部地区社協ボランティア会       | 地域活動の協力・支援                       |
|                 | 16 | おさんぽカフェ あん・ピコ       | 地域のつながりや情報交換の場としてカフェ開催           |
|                 | 17 | 茶話会レインボー            | 地域の交流の場の創設                       |
| 障がい者・高齢者<br>7団体 | 18 | ゆう and みい           | シルバーサロンの運営、行事の援助                 |
|                 | 19 | 明るい社会づくり推進協議会野田地区   | 亀野園清掃奉仕、行事参加等                    |
|                 | 20 | キャロット               | 関宿ナーシングビレッジお茶の時間の補助など            |
|                 | 21 | 支援者つくしんぼ            | 喫茶つくしんぼの運営サポート                   |
|                 | 22 | 精神保健福祉ボランティア ビオラの会  | 精神保健ボランティア                       |
|                 | 23 | 野田市介護予防サポートボランティアの会 | はつらつサロンの開催、はつらつ教室のサポート、えだまめ体操の普及 |
|                 | 24 | 介護・認知症の家族と歩む会・野田    | 認知症理解の普及、介護講座の実施                 |
| 特技・訪問<br>45団体   | 25 | やすらぎの会              | 認知症予防のための体操・交流の場の創設              |
|                 | 26 | 雲雀ハーモニカクラブ          | ハーモニカ演奏による訪問活動                   |
|                 | 27 | ろごす腹話術 野田市部         | 腹話術による施設訪問                       |
|                 | 28 | むぎの会                | 躍り・歌・ギター演奏などの訪問活動                |
|                 | 29 | 表現グループゆらぎ           | 朗読の出前、舞台朗読、朗読勉強会                 |
|                 | 30 | おはなしパレット北           | おはなし会（素語り、読み聞かせ）の実施              |
|                 | 31 | おはなしパレットみなみ         | おはなし会（素語り、読み聞かせ）の実施              |
|                 | 32 | おはなしパレット興風          | おはなし会（素語り、読み聞かせ）の実施              |
|                 | 33 | ひまわり                | 紙芝居を中心としたおはなし会                   |
|                 | 34 | 影絵の会「ひまわり」          | 影絵の製作及び上演                        |
|                 | 35 | カ・フラ・オ・イリマ・アロハ      | フラダンスによる施設等の訪問                   |
|                 | 36 | 天空（よさこいソーラン）        | 知的障がい者を主メンバーとしたソーラン踊りによる訪問活動     |
|                 | 37 | ソフトブラザーズ            | 音楽バンドグループとして歌・演奏による老人ホーム訪        |

|      |                                  | 問                                |
|------|----------------------------------|----------------------------------|
|      | 38 流山三味線同好会 ちばんちゅ                | 地域ボランティア活動参加、会員の三味線演奏指導          |
|      | 39 笑紫会                           | 落語による施設訪問                        |
|      | 40 TOMAC                         | 手品及び南京玉すだれ等による施設訪問               |
|      | 41 野田マジッククラブ                     | マジック技能の取得、学童保育所、自治会等の訪問          |
|      | 42 オカリナサークル 森音                   | デイサービス、病院訪問や文化祭等への参加             |
|      | 43 ボランティアサークル ココサポ               | 子どもや障がいを持った方たちとの遊び、サポート          |
|      | 44 蕎麦道楽 野田弐八会                    | そば打ち実演、小学校の体験学習や施設・老人会等との親睦      |
|      | 45 傾聴ボランティア ダンボ                  | 高齢者の話相手、高齢者施設訪問                  |
|      | 46 おはなしグループ「ゆう」                  | 児童養護施設の子供たちに「おはなし会」を実施           |
|      | 47 「童謡の会」「裏声の会」「歌声ひろば」(総合芸術音楽協会) | 「童謡」や「名曲」を歌い広める                  |
|      | 48 ウクレレマスタークラブ野田                 | ウクレレ演奏による施設訪問                    |
|      | 49 ウクレレを楽しむ会                     | ウクレレ演奏の披露による施設訪問                 |
|      | 50 よさこいソーラン野田白龍会                 | YOSAKOI ソーランで地元野田市を活性化する         |
|      | 51 ベンツ                           | ギター伴奏と歌と物まね歌謡ショーによる施設訪問          |
|      | 52 野田ギターアンサンブル                   | ギター演奏による施設訪問                     |
|      | 53 演芸出前「仕出し屋」                    | デイケア、病院、自治会等施設の要望により訪問し、演芸等を披露   |
|      | 54 ひろぜん                          | エレクトーンとギター、歌による施設訪問              |
|      | 55 公の会ザ・サンキスト                    | 演奏、歌、体操、踊りによる施設訪問                |
|      | 56 木洩れ日(こもれび)                    | 紙芝居・お話等による施設訪問                   |
|      | 57 ハンドベルクワイア Largo               | 施設でのハンドベル演奏                      |
|      | 58 Happy-Winds                   | 福祉施設等での演奏や地元各イベントの参加             |
|      | 59 ふろしき研究会 野田                    | 環境保全を目的としたふろしきの活用                |
|      | 60 爆笑 星の座                        | 七福神踊りや獅子舞等による地域活力の向上             |
|      | 61 オカリナ カナリヤの会                   | 福祉施設でのオカリナの演奏等                   |
|      | 62 華寿美会                          | 歌、盆踊り等で施設訪問                      |
|      | 63 トライアングルZ                      | ハーモニカ演奏を通じて地域社会に貢献               |
|      | 64 SaCla サクラ                     | クラリネット演奏による施設訪問                  |
|      | 65 野田おどりこ隊                       | よさこいソーランを通じたイベント・文化事業への参加        |
|      | 66 野田文化研究会 人形劇みいみ                | 人形劇の表現活動を通じたコミュニティ活動の醸成          |
|      | 67 紙芝居 のっこ                       | 紙芝居を通じて会員相互の親睦を深める               |
|      | 68 文月会                           | 日本舞踊の披露による施設訪問                   |
|      | 69 二胡サークル つばさ                    | 二胡の演奏による施設訪問                     |
|      | 70 スクラップブックの会                    | 手作りアルバムの作成を通じて仲間や居場所づくり          |
| 国際   | 71 野田市国際交流協会                     | 紙芝居を通じて会員相互の親睦を深める               |
| 2 団体 | 72 野田市外国人支援グループ                  | 外国人(日本語を母国語としない人)の支援             |
| こども  | 73 尾崎・子どもを守る会                    | 尾崎小児童の登下校時の交通安全の見守り、尾崎保育所幼児との交流  |
| 3 団体 | 74 おもちゃ病院 野田                     | 壊れたおもちゃの修理等を通して子どもの「物を大切にする心」の育成 |
|      | 75 学習支援ボランティア                    | 学習環境に恵まれない子供を支援する「ひまわり学習会」を運営    |
| 環境   | 76 なかよし自然隊                       | 自然観察会。市内中心の自然保護や調査               |

|             |    |                           |  |
|-------------|----|---------------------------|--|
| 8 団体        | 77 | 一籌会                       | 北コミュニティーセンター周辺の清掃と花壇整備                 |
|             | 78 | 野田エコライフ推進の会               | 環境と家計にやさしい生活の普及活動                      |
|             | 79 | 花の池くらぶ                    | 花の池の草花・花木の植栽と管理                        |
|             | 80 | くもきり草の会                   | 「福田の森」の環境保全                            |
|             | 81 | 下総野田谷津自然の会竹林整備グループ        | 通学路の環境改善                               |
|             | 82 | あいねこ                      | 保護猫の里親探し                               |
|             | 83 | Clean correct 地域みらい環境サポート | 光葉町、谷津、七光台、清水公園、五木新町の安心安全な環境づくり        |
| 学習<br>5 団体  | 84 | ほのぼのの会                    | 「市民講座」の開催、「車椅子目かくし歩行体験」指導、子どもの文化支援等    |
|             | 85 | 東葛野田福祉会                   | 施設奉仕、神社の樹木剪定など                         |
|             | 86 | むらさきの里 野田ガイドの会            | 野田市内の名所旧跡等のボランティアガイド                   |
|             | 87 | 千葉県生涯大学東葛飾学園野田校友会（野田校友会）  | 会員相互の親睦を図ると共に地域社会の活性化に寄与する             |
|             | 88 | 野田市介護日本語学習支援の会            | 介護職に従事している野田市在住の外国人に対して介護日本語の学習支援。     |
| その他<br>2 団体 | 89 | 千葉県立関宿博物館サポーターグループ        | 団体見学者への展示解説、資料整理、古文書の解読、郷土食指導、昔の道具体験指導 |
|             | 90 | 野田がん哲学外来&メディカルカフェ         | 講演会やがん哲学外来カフェを定期的に公民館で開催               |

<参考3> 市民活動支援センター登録団体一覧（令和6年6月末現在）147団体

| No | 団体名                     | 主な活動分野         |
|----|-------------------------|----------------|
| 1  | 野田マジッククラブ               | 学術・文化・芸術・スポーツ  |
| 2  | 笑紫会                     | 学術・文化・芸術・スポーツ  |
| 3  | 野田エコライフ推進の会             | 環境の保全          |
| 4  | NPO 法人まめ塾               | まちづくり          |
| 5  | よさこいソーラン 野田白龍会          | 保健・医療・福祉       |
| 6  | 朗読グループあいの会              | 保健・医療・福祉       |
| 7  | 大江戸相撲甚句会                | 学術・文化・芸術・スポーツ  |
| 8  | 野田市視覚障がい者協会             | 保健・医療・福祉       |
| 9  | 野田市シルバーリハビリ体操指導士会       | 保健・医療・福祉       |
| 10 | 全日本年金者組合千葉県本部野田支部       | 保健・医療・福祉       |
| 11 | 点訳絵本の会野田                | 保健・医療・福祉       |
| 12 | 篠笛を楽しむ会                 | 学術・文化・芸術・スポーツ  |
| 13 | 東葛野田福祉会                 | 保健・医療・福祉       |
| 14 | 野田市ボランティア連絡協議会          | 他団体との連携・助言・援助等 |
| 15 | 野田市スカウト連絡協議会            | 子どもの健全育成       |
| 16 | 野田よさこい躍り協議会             | まちづくり          |
| 17 | YOSAKOI 連 桜舞            | 学術・文化・芸術・スポーツ  |
| 18 | 野田市自治会連合会               | まちづくり          |
| 19 | 特定非営利活動法人野田レクリエーション協会   | 子どもの健全育成       |
| 20 | 日本国民救援会野田支部             | 人権の擁護・平和推進     |
| 21 | 野田市自閉症協会                | 保健・医療・福祉       |
| 22 | 傾聴ボランティア・ダンボ            | 保健・医療・福祉       |
| 23 | 野田もの知り検定企画実行委員会         | まちづくり          |
| 24 | ボランティア団体 Life of Spring | 保健・医療・福祉       |
| 25 | はなのさきっちょ                | まちづくり          |
| 26 | アスナロ農園                  | 子どもの健全育成       |
| 27 | のだ要約筆記サークル「はたる」         | 保健・医療・福祉       |
| 28 | 野田市女性団体連絡協議会            | 社会教育           |
| 29 | 野田まめっこの会                | 子どもの健全育成       |
| 30 | 三線 かじ鈴                  | 学術・文化・芸術・スポーツ  |
| 31 | 野田ギターアンサンブル             | 学術・文化・芸術・スポーツ  |
| 32 | 嬢SHOW輝龍                 | 学術・文化・芸術・スポーツ  |
| 33 | ほのぼの会                   | 子どもの健全育成       |
| 34 | ステップ会                   | 保健・医療・福祉       |
| 35 | 野田スクエアダンスクラブ            | 学術・文化・芸術・スポーツ  |
| 36 | 身障者交流会 みつわ              | 保健・医療・福祉       |
| 37 | 精神保健福祉ボランティア ビオラの会      | 保健・医療・福祉       |
| 38 | 新日本婦人の会 野田支部            | 人権の擁護・平和推進     |
| 39 | 野田市外国人支援グループ            | 子どもの健全育成       |
| 40 | 介護・認知症の家族と歩む会・野田        | 保健・医療・福祉       |
| 41 | 沢昌囃子保存会                 | 学術・文化・芸術・スポーツ  |
| 42 | むらさきの里 野田ガイドの会          | 観光の振興          |
| 43 | 千葉 PECS サークル            | 保健・医療・福祉       |
| 44 | おもちゃ病院 野田               | 子どもの健全育成       |

|    |                                   |               |
|----|-----------------------------------|---------------|
| 45 | 演芸出前「仕出し屋」                        | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 46 | 特定非営利活動法人せっけんの街 野田地区              | 環境の保全         |
| 47 | 野田古文書仲間                           | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 48 | 子どもの未来を考える会                       | 子どもの健全育成      |
| 49 | 特定非営利活動法人野田文化研究会                  | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 50 | 千葉県子どものための舞台芸術関係者による核兵器廃絶を実現する会野田 | 人権の擁護・平和推進    |
| 51 | 野田医療と健康友の会                        | 保健・医療・福祉      |
| 52 | 沖縄の風                              | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 53 | 展示プロデュース                          | まちづくり         |
| 54 | FC S-Parks                        | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 55 | 野田市国際交流協会                         | 国際協力          |
| 56 | 野田の食を盛り上げる会                       | まちづくり         |
| 57 | NPO 法人 Earth as Mother 千葉         | まちづくり         |
| 58 | 野田市手話サークルけやきの会                    | 保健・医療・福祉      |
| 59 | 特定非営利活動法人ゆうアンドみい                  | 保健・医療・福祉      |
| 60 | AQUR アキオーズゆうせんラジオなかのだい439         | まちづくり         |
| 61 | 雲雀ハーモニカクラブ                        | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 62 | 野田市介護予防サポートボランティアの会               | 保健・医療・福祉      |
| 63 | NPO 法人 Music Plus One             | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 64 | おはなしグループ「ゆう」                      | 子どもの健全育成      |
| 65 | 尾崎・子供を守る会                         | 子どもの健全育成      |
| 66 | 特定非営利活動法人ありんこ・くらぶ                 | 子どもの健全育成      |
| 67 | 野田断酒新生会                           | 保健・医療・福祉      |
| 68 | やすらぎの会                            | 保健・医療・福祉      |
| 69 | 和の響会                              | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 70 | マミック ウィンド                         | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 71 | NPO 法人スマイリシエル                     | 保健・医療・福祉      |
| 72 | 己書 光輝道場                           | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 73 | 天空（よさこいソーラン）                      | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 74 | 特定非営利活動法人枝の会                      | 保健・医療・福祉      |
| 75 | 野田ガーデニングクラブ                       | まちづくり         |
| 76 | 野田市中途失聴者・難聴者の集い「みみづくの会」           | 保健・医療・福祉      |
| 77 | clean correct 地域みらい環境サポート         | 地域安全活動        |
| 78 | 野田のまちのスケッチ原画展実行委員会                | まちづくり         |
| 79 | 多文化福祉・学習の支援協議会                    | 子どもの健全育成      |
| 80 | 認定 NPO 法人東葛市民後見人の会 野田支部           | 人権の擁護・平和推進    |
| 81 | 野田キッズ応援プロジェクト                     | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 82 | 野田市手をつなぐ親の会                       | 保健・医療・福祉      |
| 83 | 特定非営利活動法人そい・びーんず                  | まちづくり         |
| 84 | 三ツ堀里山自然園を育てる会                     | 環境の保全         |
| 85 | 野田市介護日本語学習支援の会                    | 保健・医療・福祉      |
| 86 | 平和のための戦争展・のだ実行委員会                 | 人権の擁護・平和推進    |
| 87 | 野田・九条の会                           | 人権の擁護・平和推進    |
| 88 | アイキャリア                            | 男女共同参画        |
| 89 | 野田地方史懇話会                          | 学術・文化・芸術・スポーツ |

|     |                           |               |
|-----|---------------------------|---------------|
| 90  | 浪漫一座                      | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 91  | 楽しい朗読会                    | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 92  | 楽しい書道 朴の会                 | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 93  | YOSAKOI 蒼                 | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 94  | 特定非営利活動法人未来塾              | 子どもの健全育成      |
| 95  | のだスポレクファミリークラブ            | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 96  | 野田関宿カヌークラブ                | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 97  | 特定非営利活動法人アルファバドミントンネットワーク | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 98  | スクラップブックキングの会             | 子どもの健全育成      |
| 99  | むぎの会                      | 保健・医療・福祉      |
| 100 | 特定非営利活動法人野田子ども劇場          | 子どもの健全育成      |
| 101 | 爆笑 星の座                    | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 102 | プロジェクト 落語で“まちおこし”         | まちづくり         |
| 103 | 野田市を良くする市民の会              | まちづくり         |
| 104 | 学習支援ボランティア                | 社会教育          |
| 105 | コーディネーターズ・のだ              | まちづくり         |
| 106 | 唄と踊りとお話と 直寿会              | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 107 | 童謡の会                      | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 108 | ふろしき研究会 野田                | 環境の保全         |
| 109 | 野田市ヘルスサポーターの会             | 保健・医療・福祉      |
| 110 | 野田市ゲートボール協会               | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 111 | 野田市グラウンド・ゴルフ協会            | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 112 | ラムネのビー玉                   | 子どもの健全育成      |
| 113 | 三線グループ「かなさんど」             | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 114 | サンスマイル実行委員会               | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 115 | 野田市こども食堂ネットワーク            | 子どもの健全育成      |
| 116 | 特定非営利活動法人子育てネットワークゆっくっく   | 子どもの健全育成      |
| 117 | ボランティアサークル グレイシアアカデミー     | 子どもの健全育成      |
| 118 | 野田市パークゴルフ協会               | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 119 | 野田市身体障がい者福祉会              | 保健・医療・福祉      |
| 120 | みずきパークゴルフ倶楽部              | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 121 | 野田スカイスポーツ振興会              | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 122 | 特定非営利活動法人野田春風会            | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 123 | 野田文化研究会 ぶらっと散策            | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 124 | シネマクラブ「のだ・名画を上映する会」       | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 125 | 環境と健康を守る会                 | 環境の保全         |
| 126 | 未来のまちづくり協議会               | まちづくり         |
| 127 | 持続可能な社会を考える会              | 環境の保全         |
| 128 | 野田市民オンブズマン                | まちづくり         |
| 129 | 放射能汚染から子どもたちを守る会・野田       | 環境の保全         |
| 130 | 野田文化研究会 人形劇みいみ            | 子どもの健全育成      |
| 131 | 野田の教育を考える会                | 子どもの健全育成      |
| 132 | 野田市聴覚障害者協会                | 保健・医療・福祉      |
| 133 | あいねこ                      | 環境の保全         |
| 134 | ブランカの会                    | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 135 | 野田市で子育て                   | 子どもの健全育成      |

|     |                   |               |
|-----|-------------------|---------------|
| 136 | 花の会・野田            | まちづくり         |
| 137 | 紙芝居 のっこ           | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 138 | 野田文化研究会 夏雲の会      | 人権の擁護・平和推進    |
| 139 | 野田文化研究会 うたごえウエーブ  | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 140 | 野田おどりこ隊           | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 141 | 関宿藩校 教倫館          | 子どもの健全育成      |
| 142 | 花の池くらぶ            | 環境の保全         |
| 143 | 四條流庖丁儀式           | 学術・文化・芸術・スポーツ |
| 144 | 特定非営利活動法人のだ・ひと粒の種 | 保健・医療・福祉      |
| 145 | 介護者応援団あったかい手      | 保健・医療・福祉      |
| 146 | 不登校に悩む親の会「テルコの部屋」 | 子どもの健全育成      |
| 147 | 野田エイサー遊び家         | 学術・文化・芸術・スポーツ |

# PPP／PFI手法導入優先的検討指針の策定及び活用

## 1 現状等

### (1) 現行行政改革大綱の方針

#### 【有効な民間活力活用法の検討】

民間活力の活用は、引き続き指定管理者制度や業務委託を中心として導入効果を検討していくとともに、更にPFI等の新たな手法の導入も視野に入れ検討を行う。

また、国の制度改正等による新たな民間活力の活用法に対しては、迅速にその導入効果等を検証し、積極的な活用を図る。

### (2) これまでの取組

市の責任で行わなければならないが、必ずしも市自らが行わなくてもよい事業や民間業者が行った方が経済的・質的に有利な事業などについて、指定管理者制度や業務委託等の積極的な活用を図ってきた。令和4年度に建設した児童センターについては、設計施工一括発注による公募型プロポーザル方式を実施し、総合公園水泳場の跡地については、現在、PFI等の民間活力の導入に向けた民間活力導入可能性調査を行っている。

PFI手法については、極めて厳しい財政状況の中、新たに公共施設等の整備等を行う必要が生じたときは、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であることから、対応方針を検討している。

## 2 PPP／PFIについて

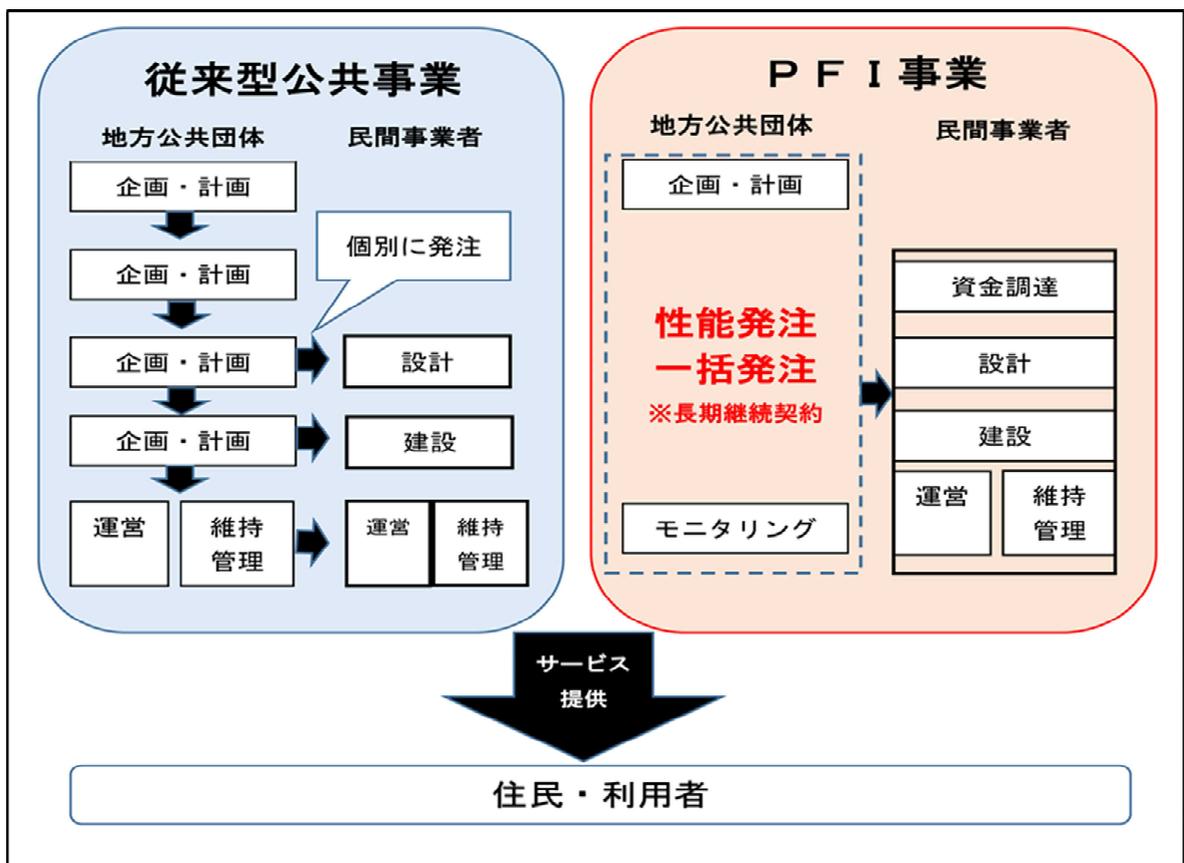
### (1) 概要

| 区 分                        | 概 要   |
|----------------------------|---|
| PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ） | Public（官）、Private（民）、Partnership（連携）の略であり、市が実施する公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営等について、民間の持つ多種多様な技術・ノウハウを活用することにより、行政サービスの向上、財政資金の効率的な使用や行政の業務効率化等を図ろうとする手法の概念を総称したもの<br>【主な手法】PFI、指定管理者制度、民間委託等 |
| PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ） | PPPの代表的な手法の一つで、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づき、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営等について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に実施する事業手法  |

## (2) P F I の効果

公共施設等の設計・建設、維持管理、運営等を一括で性能発注とすることで、民間事業者の創意工夫の余地が大きくなり、建築・運営・維持管理を想定した設計によるコストの削減、管理運営の効率化、品質やサービスの向上が図れる。さらには、地域の賑わいの創出や地域課題の解決にも繋がり、持続可能で活力ある地域社会を実現することが期待できる。

※性能発注…仕様書により、業務の具体的な内容や条件を規定して発注するのではなく、発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定して発注すること。



## (3) 全国におけるP F I 事業の実施状況

内閣府ホームページによれば、民間事業者の募集や選定に関する事項や責任の明確化等の事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項等を定めた実施方針を公表した事業数は、令和元年度までは右肩上がりが増加し、新型コロナウイルスが拡大した令和2年度及び3年度は続けて減少したが、令和4年度は再び増加している。

| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|----|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 33   | 53   | 66   | 71   | 76  | 60  | 56  | 69  |

### 3 課題

- ・超高齢社会に伴う社会保障費の増加、最低賃金や物価の上昇に伴う工事費や委託料等の増加など、歳出が増加する一方で、歳入の伸びが期待できず、厳しい財政状況にある中で、公共施設の整備やその管理運営に当たっては、サービスの質を落とさず、コストの削減、管理運営の効率化を図るため、PFI手法など、あらゆる民間活力の活用法について導入効果を検証する必要がある。
- ・PFI手法の活用にあたっては、導入可能性調査等を実施することから、従来の手法と比べると契約までにより長い期間を要する場合がある。
- ・PFI手法を適切に活用するため、検討時期や手法の選択等に係る指針を定めておく必要がある。また、庁内周知を図る必要がある。

### 4 次期行政改革大綱の方針

#### 【PPP／PFI手法導入優先的検討指針の策定及び活用】

公共施設の整備事業の実施に当たり、多様なPPP／PFI手法の活用により、従来の方式と比較して費用の削減が図られ、民間事業者のノウハウの活用によるサービスの質の向上、効率的な管理運営の効果が期待できることから、PPP／PFI手法導入優先的検討指針に基づき、適切に対応していく。

今後、鈴木貫太郎記念館など、新たな施設を整備する際には、指針に基づきPPP/PFI手法の活用を検討し、契約までの期間等も考慮した上で、より導入効果のある手法を採用する。

国の制度改正等により、新たな民間活力の活用法が公表された場合は、迅速にその導入効果を検証する。

## PPP/PFI手法導入優先的検討指針

- (1) 優先的検討の開始時期 ※優先的検討…従来型手法に優先して検討すること  
新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合、公共施設等の運営等の見直しを行う場合、公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、優先的検討を行う。
- (2) 対象事業の基準  
次に掲げる公共施設整備事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業とする。  
ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）  
イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）
- (3) 対象事業の例外  
次に掲げる公共施設整備事業は対象から除く。  
ア 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業  
イ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業  
ウ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業  
エ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- (4) 採用手法の選択  
優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の(5)簡易な検討又は(6)詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択する。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。  
なお、当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、採用手法の導入が適切であると認められる場合は、次の(5)簡易な検討及び(6)詳細な検討を経ることなく、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。
- (5) 簡易な検討  
自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用等の総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価する。  
(4)において複数の手法を選択した場合は、各々の手法について費用等の総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用等の総額との間で比較を行うものとする。  
なお、次の(6)詳細な検討に先立ち、簡易な検討による評価を行うことによ

り、採用手法の導入に適しないと評価した場合は、詳細な検討を行うまでもなく、PPP/PFI手法を導入しないこととすることができるものとする。

(6) 詳細な検討

(5)において、PPP/PFI手法の導入に適すると評価された公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用等の総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価する。

(7) 評価結果の公表

(5)簡易な検討又は(6)詳細な検討でPPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、導入しないこととした旨及び評価の内容について、インターネット上で公表する。

# 指定管理者制度活用の推進及び検証

## 1 現状等

### (1) 現行政改革大綱の方針

#### 【指定管理者制度活用の推進】

公の施設の管理に民間活力を導入する場合は、基本的に指定管理者によることとし、現在未導入の施設についても常に見直しを図り、指定管理者制度の導入が効果有りだと判断される場合には積極的に導入を図る。

子ども館については、新たに整備される中核的な施設となる子ども館と合わせて導入を図ることとする。

保育所については、現在、指定管理者制度の導入を保留している中根保育所、福田保育所及び乳児保育所は、待機児童問題が解消されるまでの間、指定管理者制度の導入の保留を継続することとし、その間、安定した保育を行うため正規保育士の採用を行うことを検討する。

また、指定管理者制度を既に導入している保育所については、今後も、安定した保育が継続されるよう、多くの保護者から、指定管理事業者に対する評価等の意見を頂き、今後の保育に役立てていく。

その他の指定管理者制度を導入している施設については、施設が適切かつ安定的な運営が行われるよう常時現場を把握するとともに、特に文書管理について指導を徹底するなど、引き続き、担当部局による指導監督の徹底を強化していく。

### (2) 指定管理者制度について

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービス及び利用者の満足度の向上並びに経費の節減等を図るものである。

言い換えれば、指定管理者が、民間のノウハウや手法を活用して効果的かつ効率的に公の施設の利用許可等を含めた包括的管理運営を行うことにより、住民サービス及び利用者の満足度向上並びに経費の縮減等を図るものである。

### (3) これまでの取組状況

#### ①指定管理者制度の導入状況

平成17年1月から指定管理者制度を導入し、公の施設の管理に民間活力を導入する場合については、基本的に指定管理者によることとし、導入効果があると認められる場合には積極的に導入を図ってきた。

現大綱において、導入を図ることとしている子ども館7館については、公募により事業者を募集し、令和4年8月から導入し、令和6年4月1日現在で、39施設となった。

中根保育所、福田保育所及び乳児保育所の直営保育所については、待機児童対策の保育士確保の観点から、待機児童問題が解消されるまでの間、導入を保留することとしている。

なお、指定管理者制度を導入した7保育所のうち東部保育所については、令和2年9月末をもって民間事業者に移管した。

(参考) 指定管理者制度の導入施設

|    | 施設名               | 導入時期        | 現指定管理者                |
|----|-------------------|-------------|-----------------------|
| 1  | 楽寿園               | 平成17年1月1日   | 社会福祉法人野田みどり会          |
| 2  | 斎場                | 平成18年4月1日   | シナネンアクシア株式会社          |
| 3  | 心身障がい者福祉作業所       | 平成18年4月1日   | 社会福祉法人野田みどり会          |
| 4  | 関宿心身障がい者福祉作業所     | 平成18年4月1日   | 社会福祉法人はーとふる           |
| 5  | 岩木小学校老人デイサービスセンター | 平成18年4月1日   | 社会福祉法人野田みどり会          |
| 6  | 南部保育所             | 平成18年4月1日   | 株式会社コピーアンドアソシエイツ      |
| 7  | 総合公園              | 平成18年4月1日   | 野田市開発協会・シンコースポーツ共同事業体 |
| 8  | せきやど図書館           | 平成18年4月1日   | 株式会社図書館流通センター         |
| 9  | 尾崎保育所             | 平成19年4月1日   | 株式会社日本保育サービス          |
| 10 | 関宿総合公園            | 平成19年4月1日   | 毎日・首都圏・シンコースポーツ共同事業体  |
| 11 | 関宿少年野球場           |             |                       |
| 12 | 関宿コミュニティ会館        | 平成19年4月1日   | 株式会社図書館流通センター         |
| 13 | 南図書館              | 平成19年4月1日   | TRC・日本管財共同企業体         |
| 14 | 北図書館              |             |                       |
| 15 | 南コミュニティ会館         |             |                       |
| 16 | 北コミュニティ会館         |             |                       |
| 17 | 郷土博物館             | 平成19年4月1日   | 野田業務サービス株式会社          |
| 18 | 市民会館              |             |                       |
| 19 | 農産物直売所            | 平成20年6月6日   | 農事組合法人ゆめあぐり野田         |
| 20 | あすなる職業指導所         | 平成21年4月1日   | 社会福祉法人はーとふる           |
| 21 | 梅郷駅東口市営自転車等駐車場    | 平成21年11月15日 | サイカパーキング株式会社          |
| 22 | 関宿斎場              | 平成22年4月1日   | シナネンアクシア株式会社          |
| 23 | あおい空              | 平成22年4月1日   | 社会福祉法人野田みどり会          |
| 24 | 清水保育所             | 平成22年4月1日   | 株式会社こどもの森             |
| 25 | 春風館道場             | 平成22年6月1日   | 特定非営利活動法人野田春風会        |
| 26 | 生涯学習センター          | 平成23年4月1日   | 野田市文化会館・櫛のホール活性化共同体   |
| 27 | 花輪保育所             | 平成24年4月1日   | 株式会社日本保育サービス          |
| 28 | 北部保育所             | 平成25年4月1日   | 株式会社コピーアンドアソシエイツ      |
| 29 | 木間ヶ瀬保育所           | 平成26年4月1日   | 株式会社コピーアンドアソシエイツ      |
| 30 | こだま学園             | 平成27年4月1日   | 社会福祉法人はーとふる           |
| 31 | あさひ育成園            |             |                       |
| 32 | 文化会館              | 平成28年4月1日   | 野田市文化会館・櫛のホール活性化共同体   |

|    | 施設名      | 導入時期     | 現指定管理者   |
|----|----------|----------|----------|
| 33 | 児童センター   | 令和4年8月1日 | 株式会社コマーム |
| 34 | 中央子ども館   |          |          |
| 35 | うめさと子ども館 |          |          |
| 36 | 谷吉子子ども館  |          |          |
| 37 | 山崎子ども館   |          |          |
| 38 | 七光台子ども館  |          |          |
| 39 | 関宿子ども館   |          |          |

## ②施設の運営状況の評価

施設の運営状況の評価するため、年に一度、フォローアップ選定委員会を開催し、事業の実施状況等を確認した上で、評価基準に基づき評価を行っている。

評価を行う中で、適切な事務、安定した運営が行われているかなど、現場を訪問することによる状況の把握が不十分なものが散見された。また、業務報告書等の作成や確認等のための事務負担が大きくなっている。さらに、選定委員会における指摘事項が運営に反映されない事例も見受けられた。

## 2 課題

- ・指定管理者制度を運用していく上で、書面による業務報告書等では分からない現場の生の声を聞くことにより見えてくる課題等があることから、市の担当部署が現場の状況を定期的に把握することが重要であるが、十分とは言えない状況であるため、適切に事務が行われているか、安定した運営が行われているかなど、管理職を含め、定期的に現場を訪問し、状況を把握する必要がある。
- ・フォローアップ選定委員会での指摘事項を適切に運営に反映させる必要がある。
- ・指定管理者から、業務報告書等の提出書類が他自治体に比べて多いとの意見があることから、他自治体の状況を把握した上で、更なる書類の簡素化を検討する必要がある。
- ・市の担当部署において、業務報告書等の作成や確認等のための事務負担が大きくなっているため、その負担軽減を図り、現場の状況把握に重きを置く必要がある。
- ・民間事業者において、人材不足が課題となっていることから、安定した運営を行うため、人材確保を図る必要があることから、例えば指定期間など、運用の見直しを検討する必要がある。
- ・直営の3保育所について、待機児童対策を行う上で、保育士の確保が全国的な課題である中で、民間事業者における保育士の確保が厳しい状況であるため、指定管理者制度の導入の保留を継続せざるを得ない状況である。
- ・既に指定管理者制度を導入している保育所について、公私連携型保育所を含めた新たな制度活用を検討する必要がある。
- ・現在、指定管理者制度を導入している保育所については、安定した保育を実施しており、実地調査や利用者アンケートの結果、保護者から高い評価を得ていることから、今後も安定した保育が継続されるよう適切な指導・監督を行っていく必要がある。また、保護者からいただいた意見を今後に生かしていく必要がある。

### 3 次期行政改革大綱の方針

#### 【指定管理者制度活用の推進及び検証】

公の施設に民間活力を導入する場合は、PPP／PFI手法導入優先的検討指針に基づく検討を行うこととする。い、その中で、指定管理者制度の活用が有効であると判断したものについて、指定管理者制度によることとする。

既に指定管理者制度を導入している施設については、適切かつ安定的な運営が行われ、サービスの質の向上が図られるよう、業務の進行管理、管理職を含めた定期的な現場訪問及び状況把握を徹底するとともに、多くの利用者から指定管理者に対する評価等の意見をいただき、今後の運営に生かしていく。

また、指定管理者及び市の業務の効率化及び事務の軽減を図るため、指定管理者制度に係る提出書類や事務手続の見直しを進めるとともに、指定期間について、期間が長い方が人材確保につながり、安定した運営を行うことができるため、現在5年又は7年としている運用の見直しを検討する。

直営保育所について、中根保育所は、保育の質を確保するために、現場を把握していなければ民間事業者に必要な指導等を行うことができないことから、基幹保育所として存続させることとする。待機児童対策の保育士確保の観点から指定管理者制度の導入を保留している福田保育所、乳児保育所は、待機児童の状況を見ながら指定管理者制度はもとより、公私連携型保育所などの新たな制度の活用の導入を検討する。

既に指定管理者制度を導入している保育所については、公私連携型保育所などの新たな制度の活用を検討する。

※公私連携型保育所…市町村が、設置・運営主体である民間法人と連携し、土地や建物などの公有設備の無償又は廉価での貸付け又は譲渡などを可能とし、設置の支援を行うとともに、人員配置や提供する保育など運営に関与し、適正な運営が行われるよう、市と法人が協定を締結して運営を行う保育所

# 民間委託の推進

## 1 現状等

### (1) 現行政改革大綱の方針

#### 【公共施設の管理及び運営の民間委託】

直営の学童保育所については、学童指導員の継続雇用に課題があり社会福祉協議会への委託を推進してきたが、会計年度任用職員の創設に伴い、継続雇用が可能となったことから、児童の保育環境を第一に考え、社会福祉協議会への委託の方針を見直すことも含めて検討を行う。

#### 【現業部門の業務の民間委託】

引き続き、現業部門については、退職不補充とし、順次、民間委託や指定管理者制度等を導入する。

新清掃工場の稼働に当たっては、運転管理及び収集の部門共に全面委託する。

なお、現在稼働している清掃工場や収集部門については、財政効果も踏まえ、再任用職員制度を有効に活用する。

補修事務所の業務については、直営と委託との比較検証を行った結果、直営の方が迅速に対応できることから直営とする。今後、直営で対応するための体制と機能強化を図っていく。

### (2) 学童保育所

#### ①学童保育所の現在の委託状況

これまで、学童保育所の過密化対策を講じるに当たり、学童指導員の継続雇用に課題があったため、社会福祉協議会に運営を委託する形で第二学童を整備してきた。

令和4年度から会計年度任用職員制度を本格導入し、学童指導員の継続雇用が可能となったことから、児童が減少傾向にある学校区や校内で直営と委託が隣接している学童保育所を対象に見直しの検討を進め、直営に移行することとした。

柳沢小、関宿中央小、尾崎小及び七光台小の4学校区について、令和6年度からの直営化に向けて会計年度任用職員として学童指導員を募集したが、十分に確保できなかったことから、社会福祉協議会と協議し、柳沢小、関宿中央小は直営、尾崎小及び七光台小は社会福祉協議会への委託とした。

課題としていた学童指導員の確保では、直営学童保育所12か所について、1つの集団の規模をおおむね40人とする支援単位に応じ、2名の指導員の配置を行い、必要に応じて代替指導員を配置しながら臨機応変な配置を行った。

#### ②学童保育所の委託状況

(令和6年4月1日現在)

| 学校区 | 施設名  | 運営形態 | 校外 | 校内 | 定員  | 児童数 | 1人当たり面積(m <sup>2</sup> ) | 学校区単位<br>1人当たり面積 |
|-----|------|------|----|----|-----|-----|--------------------------|------------------|
| 中央小 | 野田   | 直営   |    | ○  | 95  | 44  | 5.23                     | 3.05             |
|     | 野田第二 | 社協   |    | ○  | 111 | 113 | 2.25                     |                  |

|       |      |    |   |   |     |     |       |       |
|-------|------|----|---|---|-----|-----|-------|-------|
| 柳沢小   | 柳沢   | 直営 |   | ○ | 76  | 126 | 1.45  | 1.45  |
| 清水台小  | 清水   | 直営 | ○ |   | 45  | 59  | 1.77  | 1.80  |
|       | 清水第二 | 社協 |   | ○ | 96  | 129 | 1.82  |       |
| 南部小   | 南部   | 社協 | ○ |   | 38  | 65  | 1.37  | 1.78  |
|       | 南部第二 | 委託 | ○ |   | 40  | 49  | 2.13  |       |
|       | 南部第三 | 委託 | ○ |   | 40  | 49  | 2.03  |       |
| 東部小   | 東部   | 直営 | ○ |   | 45  | 47  | 2.07  | 2.07  |
| 川間小   | 川間   | 直営 |   | ○ | 40  | 32  | 3.00  | 3.00  |
| 福田一小  | 福田   | 直営 | ○ |   | 45  | 1   | 74.40 | 74.40 |
| 岩木小   | 岩木   | 直営 | ○ |   | 54  | 36  | 3.56  | 2.60  |
|       | 岩木第二 | 社協 |   | ○ | 116 | 124 | 2.31  |       |
| 宮崎小   | 宮崎   | 直営 | ○ |   | 45  | 14  | 8.27  | 2.09  |
|       | 宮崎第二 | 社協 | ○ |   | 47  | 46  | 2.38  |       |
|       | 宮崎第三 | 社協 |   | ○ | 39  | 43  | 2.11  |       |
| 山崎小   | 山崎   | 直営 | ○ |   | 41  | 54  | 1.90  | 2.00  |
|       | 山崎第二 | 社協 |   | ○ | 38  | 31  | 2.13  |       |
| 七光台小  | 七光台  | 社協 |   | ○ | 58  | 63  | 2.04  | 2.04  |
| 尾崎小   | 尾崎   | 社協 |   | ○ | 76  | 64  | 2.67  | 2.67  |
| 二ツ塚小  | 二ツ塚  | 直営 | ○ |   | 49  | 51  | 2.22  | 2.22  |
| 北部小   | 北部   | 社協 | ○ |   | 106 | 70  | 3.50  | 3.50  |
| みずき小  | みずき  | 社協 | ○ |   | 105 | 157 | 1.71  | 1.71  |
| 福田二小  | 三ヶ尾  | 社協 | ○ |   | 46  | 32  | 3.33  | 3.33  |
| 木間ヶ瀬小 | 木間ヶ瀬 | 直営 |   | ○ | 38  | 23  | 3.56  | 3.56  |
| 二川小   | 二川   | 委託 |   | ○ | 79  | 81  | 2.35  | 2.35  |
| 関宿中央小 | 関宿中央 | 直営 |   | ○ | 80  | 62  | 3.08  | 3.08  |
| 関宿小   | 関宿   | 社協 |   | ○ | 40  | 17  | 5.08  | 5.08  |

直営 12 施設、社会福祉協議会委託 13 施設、民間事業者委託 3 施設 計 28 施設

#### ◆主な基準

| 基準項目         | 内容   | 対応状況  |
|--------------|--|---|
| 児童一人当たりの保育面積 | 学校区単位でおおむね 1.65 m <sup>2</sup> 以上とする。                            | 柳沢小学校区を除き、基準を満たしている。                                |
| 児童の集団（クラス）規模 | 1つの集団の規模は、おおむね 40 人までとする。おおむね 40 人を超える学童については、児童を複数の集団に分けるよう努める。 | 40 人を超える学童については、クラス分けを実施している。                       |
| 指導員の配置数      | 支援単位（クラス単位）ごとの放課後支援員数は、2 人以上とする。                                 | 支援単位ごとに 2 人の支援員を配置しているが、指導員が確保できず代替指導員による対応が一部みられる。 |

### （3）現業部門

#### ①職員数の推移

現業部門における技能職及び労務職の正規職員数は、令和 6 年 4 月 1 日現在で 25 人であるが、退職不補充を維持すると、次期大綱が満了する令和 12 年度まで

の間に11人が退職し、令和13年4月1日には14人となる。

| 職種名             | R6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 |
|-----------------|------|-----|-----|-----|------|------|------|------|
| 機械操作員（清掃管理課）    | 9    | 10  | 10  | 8   | 8    | 8    | 8    | 7    |
| 清掃作業員（清掃管理課）    | 1    | 1   | 1   | 0   | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 自動車運転手（清掃管理課）   | 2    | 2   | 2   | 1   | 1    | 0    | 0    | 0    |
| 自動車運転手（道路サービス課） | 6    | 6   | 6   | 4   | 4    | 4    | 4    | 4    |
| 自動車運転手（市政推進室）   | 2    | 2   | 2   | 2   | 2    | 2    | 2    | 2    |
| 業務員（管財課）        | 1    | 1   | 1   | 1   | 1    | 1    | 1    | 0    |
| 調理員（保育所）        | 1    | 0   | 0   | 0   | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 用務員（小中学校、公民館）   | 3    | 3   | 3   | 2   | 2    | 2    | 2    | 1    |
| 合計              | 25   | 25  | 25  | 18  | 18   | 17   | 17   | 14   |

※人数は、各年度4月1日現在

※機械操作員…令和7年度は、現在募集している正規職員2名を採用するものと仮定

## ②現状

### ア 清掃工場

- ・新清掃工場の稼働に当たっては、運転管理、収集の両部門を委託する考えであるが、建設候補地について、令和2年8月のハザードマップ改訂により、洪水時により深く浸水する場所として見直されたこと、近年の豪雨等による災害リスクが高まっており新清掃工場の処理能力そのもの見直しが必要であることなど、平成30年3月の新清掃工場建設候補地選定審議会答申時とは前提条件が大きく変化していることから候補地での建設を断念せざるを得ないと判断したことに伴い、今後、広域処理も選択肢の一つとして、改めて新たな建設候補地を選定しなければならないため、当面の間、現清掃工場を稼働させていく。現清掃工場の運転管理部門については、建設時の地元との取り決めにより、直営とすることとしており、正規職員の補充は行わず、再任用職員や会計年度任用職員の活用により対応してきたが、職員の高齢化が進んでいることから、長期的に安全で安定した運転を行っていく必要があることから、必要に応じて正規職員を採用することとし、令和7年4月1日採用試験において、正規職員2名の募集を行った。
- ・清掃工場の収集部門については、退職者不補充とし、野田地域の全11コースのうち、民間委託は、令和4年度は6コースであったが、令和6年度には8コースとなり、サービス水準を低下させることなく業務を行っており、引き続き民間委託を進めていく。

### イ その他

- ・道路補修や側溝清掃を行う補修事務所については、令和5年度から道路サービス課に組織改編し、より迅速に対応できる直営で実施していくこととし、機能強化を図っている。
- ・調理員、用務員、業務員については、再任用職員や会計年度任用職員を活用

している。

## 2 課題

### (1) 学童保育所

- ・児童数の推移や保育需要を見極めながら、社会福祉協議会と協議しながら、今後の運営を検討していく必要がある。
- ・学童指導員については、令和4年度から会計年度任用職員制度を本格導入したことにより、継続雇用が可能となったが、全国的に担い手不足の状況となっており、市においてもその確保が課題となっている。

### (2) 現業部門の技能労務職員

- ・現清掃工場の運転管理部門については、新清掃工場の方針が決まるまでの間、長期的に安全で安定した運営を行っていく必要があるため、定年延長職員、再任用職員、会計年度任用職員の活用に加え、必要に応じて正規職員の確保を検討する必要がある。
- ・道路サービス課については、直営とすることとしており、定年延長職員、再任用職員や会計年度任用職員を含めた適正な職員配置を行い、体制強化と機能拡大を図る必要がある。

## 3 次期行政改革大綱の方針

### 【民間委託の推進】

行政運営の効率化を図るため、市の責任で行わなければならないが必ずしも市が行わなくてもよい事業について、民間事業者のノウハウの活用により、サービスの質の向上、効率的な管理運営が図られ、経費削減も期待できるため、市の事業や施設の管理運営等について、費用対効果等の検証を行い、市民サービスの向上を図るため、更なる民間委託を進めていく。

学童保育所については、共働き家庭の増加などによる学童保育の需要を見極め、入所児童数の推移を注視し、過密化対策のため第二学童を整備した学校区について、2つの学童を合わせても、第二学童の定員数に満たないなど、保育に影響のない場合は、社会福祉協議会と協議の上、直営に統合し、効率的で継続的な運営を図っていく。

現業部門の技能労務職員等は、引き続き退職不補充とするが、現清掃工場の運転管理業務については、新清掃工場の方針が決まるまでの間、長期的に安全で安定した運営を行っていく必要があるため、必要に応じ正規職員を採用していく。また、道路サービス課については、直営によるメリットを活かした迅速な対応を行うため、必要に応じ正規職員を採用し、体制強化及び機能拡大を図っていく。

## 第 2 回行政改革推進委員会資料 修正箇所一覧

第 2 回行政改革推進委員会資料について、「行政改革大綱の考え方（資料 1）」及び第 2 回行政改革推進委員会の中で頂いたご意見を踏まえ、下表のとおり修正しました。

|   | 取組項目                           | 頁     | 修正箇所                 | 修正内容          |
|---|--------------------------------|-------|----------------------|---------------|
| 1 | 自治会との協働による行政課題への対応             | P. 3  | ②自治会で行っている業務         | 項目名及び表タイトルの修正 |
| 2 | 自治会との協働による行政課題への対応             | P. 4  | ③自治会で行っている業務に係る見直し状況 | 項目名の修正        |
| 3 | 自治会との協働による行政課題への対応             | P. 7  | 上から 3 行目             | 文言の修正         |
| 4 | 自治会との協働による行政課題への対応             | P. 7  | 3 次期行政改革大綱の方針        | 文言の修正         |
| 5 | 社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり | P. 14 | 3 次期行政改革大綱の方針        | 文言の修正         |
| 6 | NPO 法人及びボランティア団体等との協働          | P. 18 | 3 次期行政改革大綱の方針        | 文言の修正         |
| 7 | PPP/PFI 手法導入優先的検討指針の策定及び活用     | P. 31 | PPP/PFI 手法導入優先的検討指針  | 別紙に位置付ける      |
| 8 | 指定管理者制度活用の推進及び検証               | P. 36 | 3 次期行政改革大綱の方針        | 文言の修正         |
| 9 | 民間委託の推進                        | P. 40 | 3 次期行政改革大綱の方針        | 文言の修正         |

## 入札及び契約制度の見直し

### 1 現状等

#### (1) 現行政改革大綱の方針

工事などの入札において、応札者が減少していることや落札率が高くなっていく状況を分析し、予定価格の公表時期、一般競争入札と指名競争入札の適用比率などで効果が期待できる対応は試行を含め検証していくとともに、本市では導入していない最低制限価格制度なども再検討し、必要な見直しを実施していく。

#### (2) これまでの取組

##### ①制限付き一般競争入札制度の導入

平成 19 年度から、透明性、公平性、競争性、経済性を担保するため、設計額 1,000 万円以上の工事、500 万円以上の測量・コンサルタント業務で、5,000 万円以上の一般委託業務（測量・コンサルタント業務を除く）を対象として、市内業者を優先するなど一定の地域要件（制限）を設けた上で、市の入札参加資格業者名簿の登録などの入札参加要件を満たしていれば、入札への参加が可能な制限付き一般競争入札制度を導入した。（対象金額未満のものは、指名競争入札を実施している。）

工事について、原因は不明であるが、落札率が高止まりしている状況を改善するため、令和 5 年 10 月から、対象金額を 1,000 万円以上から 800 万円以上に引き下げた。

##### ②総合評価落札方式の導入

工事の一般競争入札において、著しい低価格による入札により、下請業者や労働者へのしわ寄せによる公共工事の品質低下が懸念されたことから、平成 22 年 4 月から、予定価格 4,000 万円以上の工事を対象として、価格の低さを優先するのではなく、工事の質も確保するために、価格と技術の両面から評価して優れた者を落札者として決定する総合評価落札方式を本格導入した。

導入後、予定価格の制限の範囲内での入札が 1 者になることが多かったことを受け、平成 24 年 10 月から、予定価格を入札前に公表する運用（予定価格の事前公表）を試行的に開始した。

平成 29 年 2 月からは、品質を確保しながら価格の競争性を高めるため、価格評価点の上限を 50 点から 100 点に改めた。

工事に係る落札率が高止まりしている中で、予定価格を事前公表する総合評価落札方式については、特に落札率が高い傾向があったことを受け、国からの要請も踏まえ、平成 30 年度をもって予定価格の事前公表の試行を取り止めた。

##### ③低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入

ダンピングを防止するとともに、品質を確保するため、平成 11 年度から、予定価格 1,000 万円以上の工事、500 万円以上の測量・コンサルタント業務、500 万円以上の一般委託業務（測量・コンサルタント業務を除く）を対象として、入札額が調査基準価格を下回った場合に、適正な履行が可能かを調査審議する低入

札価格調査制度を導入した。その後は、国の調査基準の引上げに合わせる形で改正を行ってきた。

令和2年度からは、更なるダンピング対策を図るため、予定価格1000万円未満の工事を対象として、最低制限を下回った場合は失格とする最低制限制度を導入した。

低入札価格調査を行ってきた中で、調査結果、履行不能を判断された事案がなかったことを踏まえ、市及び事業者の業務負担の軽減及び効率化を図るため、令和6年度から、測量・コンサルタント業務及び一般委託業務の対象について、500万円以上から1,000万円以上に引き上げ、500万円以上1,000万円未満は、最低制限価格制度に移行した。

#### ④電子入札の導入

インターネットを介して入札手続を行う電子入札は、入札参加者同士が顔を合わすことがなくなることによる透明性の確保（談合発生リスクの低減）、入札参加者の負担の軽減、入札・契約事務の効率化が図れることから、千葉県及び県内市町村が共同利用する「ちば電子調達システム」に参加し、平成25年9月から、インターネットによる入札参加資格審査申請の受付を開始し、平成26年4月から、電子入札を実施している。

実施当初の対象は、設計額300万円以上の工事及び測量・コンサルタント業務であったが、令和5年10月から、設計額130万円超の工事及び50万円超の測量・コンサルタント業務に拡大した。

#### ⑤工事の施工時期の平準化に係る取組の推進

野田市では、公共工事の施工時期の平準化に関する取組を推進するため、早期発注できる工事とできない工事の仕分けを徹底し、発注前年度のうちに設計を完了させ、発注年度当初に積算単価を更新して速やかに発注手続を行うこととしている。発注計画を作成し、その進行管理を徹底することにより、施工時期の平準化の向上を図っている。

#### ⑥談合に対する対応

契約事務の公正性を確保するため、平成28年11月に、市発注の入札において談合情報があった場合の具体的な対応手順を示した野田市談合情報対応マニュアルを策定した。

平成30年6月には、県の発注工事で官製談合事件が発生したことに伴い、県の談合情報対応マニュアルの改正に合わせた対応を行った。

また、令和6年度から、全職員を対象として年2回実施している契約事務研修会や新規採用職員又は主任主事を対象としたコンプライアンス研修において、談合に係る注意喚起を行うこととした。

#### ⑦公契約条例の制定

公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、平成21年9月に、公契約条例を全国で初めて制定し、条例が適用される案件について、市が賃金の最低額を定めた。

条例制定後、対象範囲の拡大や職種別賃金の導入など、適宜、制度の見直しを

行うとともに、平成 29 年度には運用の諸課題を調査審議するための公契約審議会を設置した。

運用に当たっては、平成 30 年度から、自分の賃金が市が定める最低額を上回っているかなどについて、労働者への聞き取りを開始し、その後、実施件数を拡大するなど、制度の充実に努めている。

### ⑧小規模工事登録制度の活用

野田市入札参加資格業者名簿に登録していない市内の小規模な事業者の受注機会を確保し、事業者の育成及び市内経済の活性化に資するため、令和 2 年 10 月 1 日から野田市小規模工事等登録実施要領を施行し、令和 3 年 4 月 1 日から運用を開始した。

対象について、当初は、1 件の設計額が 10 万円未満の工事としていたが、令和 4 年 10 月 1 日から、50 万円未満に拡大するとともに、庁内周知及び指導を徹底し、活用が図られるよう努めている。

### ⑨週休 2 日制適用工事の実施

建設業においては、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者不足が進み、働き方改革の実現や職場環境の改善など、将来の担い手確保に向けた取組が求められており、令和 6 年 4 月から時間外労働の罰則が適用されることを踏まえ、土木工事では令和 5 年 5 月 15 日から、営繕工事では令和 6 年 4 月 1 日から週休 2 日制適用工事試行要領を施行し、週休 2 日制適用工事の試行を開始した。

実効性を担保するため、土木工事にあつては、近隣市の実施状況も踏まえ、令和 6 年 8 月 3 日以降に公告及び指名通知を行う全ての対象工事について、週休 2 日制適用工事を実施することとした。

## (3) 落札率及び応札者

### ①落札率

落札率を本市と県内の近隣 10 市と比較した場合、落札率を非公表としている市もあることから、個々の落札率については明記できないが、工事について、本市は高い状況となっている。

### ◆野田市の落札率（随意契約除く） 工事

| 年度        | 予定価格<br>事前公表 | 全体     |     | 一般競争入札 |    | 総合評価のみ |    | 指名競争入札 |    |
|-----------|--------------|--------|-----|--------|----|--------|----|--------|----|
|           |              | 落札率    | 件数  | 落札率    | 件数 | 落札率    | 件数 | 落札率    | 件数 |
| 5         | ×            | 97.04% | 114 | 96.80% | 60 | 97.82% | 20 | 97.30% | 54 |
| 4         | ×            | 97.68% | 98  | 97.72% | 59 | 97.86% | 24 | 97.62% | 39 |
| 3         | ×            | 96.17% | 101 | 96.08% | 70 | 97.52% | 19 | 96.38% | 31 |
| 2         | ×            | 97.29% | 120 | 97.17% | 79 | 97.23% | 17 | 97.52% | 41 |
| 元         | ×            | 96.82% | 108 | 97.14% | 62 | 97.21% | 10 | 96.39% | 46 |
| 30        | 4,000 万円以上   | 97.28% | 105 | 97.86% | 50 | 98.30% | 8  | 96.75% | 55 |
| 29        | 4,000 万円以上   | 97.61% | 79  | 98.07% | 51 | 97.93% | 10 | 96.76% | 28 |
| 28        | 4,000 万円以上   | 97.75% | 127 | 98.64% | 95 | 99.56% | 32 | 95.09% | 32 |
| 近隣 11 市平均 |              | 94.96% | —   | 94.82% | —  | 95.60% | —  | 95.44% | —  |

※近隣 10 市平均は 5 年度の状況

◆野田市の落札率（随意契約除く） 測量コンサル、一般業務、物品

|         | 測量コンサル |    | 一般業務   |     | 物品     |    |
|---------|--------|----|--------|-----|--------|----|
|         | 落札率    | 件数 | 落札率    | 件数  | 落札率    | 件数 |
| 元年度     | 82.45% | 33 | 85.14% | 69  | 84.02% | 34 |
| 2年度     | 81.54% | 28 | 88.74% | 61  | 85.04% | 40 |
| 3年度     | 84.36% | 18 | 83.84% | 68  | 90.57% | 32 |
| 4年度     | 77.87% | 18 | 87.96% | 59  | 89.50% | 27 |
| 5年度     | 80.89% | 36 | 89.59% | 144 | 91.32% | 61 |
| 近隣11市平均 | 83.81% | —  | 86.35% | —   | 85.63% | —  |

※近隣10市平均は5年度の状況

②応札者

年度により工事件数のばらつきはあるが、工事における一般競争入札に参加する者（応札者）は、4者以上の応札の割合が減少傾向になっている。

なお、4者以上の応札が9割を超える測量コンサル業務は、市内業者で履行できる業務が少なく、ほとんどの入札で地域要件を市内に限定していないことが要因の一つとして考えられる。

◆一般競争入札（工事）における応札者別件数

|        | 応札者なし |       | 1者 |        | 2者 |        | 3者 |        | 4者以上 |        | 合計 |
|--------|-------|-------|----|--------|----|--------|----|--------|------|--------|----|
|        | 件数    | 割合    | 件数 | 割合     | 件数 | 割合     | 件数 | 割合     | 件数   | 割合     |    |
| 元年度    | 4     | 6.35% | 17 | 26.98% | 13 | 20.63% | 12 | 19.05% | 17   | 26.99% | 63 |
| うち総合評価 | 0     | —     | 3  | 30.00% | 4  | 40.00% | 2  | 20.00% | 1    | 10.00% | 10 |
| 2年度    | 3     | 3.66% | 23 | 28.05% | 15 | 18.29% | 13 | 15.85% | 28   | 34.15% | 82 |
| うち総合評価 | 0     | —     | 7  | 41.17% | 3  | 17.65% | 3  | 17.65% | 4    | 23.53% | 17 |
| 3年度    | 1     | 1.41% | 12 | 16.90% | 23 | 32.39% | 17 | 23.95% | 18   | 25.35% | 71 |
| うち総合評価 | 0     | —     | 5  | 26.32% | 8  | 42.11% | 4  | 21.05% | 2    | 10.52% | 19 |
| 4年度    | 0     | —     | 10 | 16.95% | 14 | 23.73% | 15 | 25.42% | 20   | 33.90% | 59 |
| うち総合評価 | 0     | —     | 6  | 25.00% | 5  | 20.83% | 7  | 29.17% | 6    | 25.00% | 24 |
| 5年度    | 1     | 1.64% | 13 | 21.31% | 17 | 27.87% | 18 | 29.51% | 12   | 19.67% | 61 |
| うち総合評価 | 1     | 4.76% | 6  | 28.57% | 6  | 28.57% | 7  | 33.33% | 1    | 4.76%  | 21 |

◆一般競争入札（測量コンサル）における応札者別件数

|     | 応札者なし |    | 1者 |    | 2者 |        | 3者 |        | 4者以上 |        | 合計 |
|-----|-------|----|----|----|----|--------|----|--------|------|--------|----|
|     | 件数    | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合     | 件数 | 割合     | 件数   | 割合     |    |
| 元年度 | 0     | —  | 0  | —  | 0  | —      | 2  | 16.67% | 10   | 83.33% | 12 |
| 2年度 | 0     | —  | 0  | —  | 1  | 7.69%  | 2  | 15.39% | 10   | 76.92% | 13 |
| 3年度 | 0     | —  | 0  | —  | 0  | —      | 1  | 14.29% | 6    | 85.71% | 7  |
| 4年度 | 0     | —  | 0  | —  | 2  | 10.53% | 1  | 5.26%  | 16   | 84.21% | 19 |
| 5年度 | 0     | —  | 0  | —  | 1  | 5.00%  | 4  | 20.00% | 15   | 75.00% | 20 |

### ◆一般競争入札（一般業務委託）における応札者別件数

|     | 応札者なし |    | 1者 |    | 2者 |        | 3者 |        | 4者以上 |        | 合計 |
|-----|-------|----|----|----|----|--------|----|--------|------|--------|----|
|     | 件数    | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合     | 件数 | 割合     | 件数   | 割合     |    |
| 元年度 | 0     | －  | 0  | －  | 0  | －      | 2  | 16.67% | 10   | 83.33% | 12 |
| 2年度 | 0     | －  | 0  | －  | 1  | 7.69%  | 2  | 15.39% | 10   | 76.92% | 13 |
| 3年度 | 0     | －  | 0  | －  | 0  | －      | 1  | 14.29% | 6    | 85.71% | 7  |
| 4年度 | 0     | －  | 0  | －  | 2  | 10.53% | 1  | 5.26%  | 16   | 84.21% | 19 |
| 5年度 | 0     | －  | 0  | －  | 1  | 5.00%  | 4  | 20.00% | 15   | 75.00% | 20 |

### 3 課題

- ・工事の落札率が高い又は応札者が少ない状況を改善するため、工事の施工時期の平準化の取組の推進や工事に係る一般競争入札の対象金額を1,000万円以上から800万円以上に引き下げるなどの取組を行ってきたが、大きな改善は見られず、原因も不明である。指名競争入札に比べて一般競争入札の方が低い傾向にあることを踏まえ、予定価格の公表時期も含めて、落札率の状況を分析し、一般競争入札及び指名競争入札の適用範囲の見直しなど、今後も引き続き効果が期待できる対応を検討する必要がある。
- ・地域要件を市内に限定しないことで、応札者が増え、落札率を下げる効果が見込まれるが、市内業者の経営を圧迫することにつながるため、引き続き、市内業者優先の原則を堅持する必要がある。
- ・工事及び測量・コンサルタント業務を対象に導入している電子入札について、透明性の確保や入札・契約事務の効率化を図るため、委託業務及び物品への導入を検討する必要がある。

### 4 次期行政改革大綱の考え方

工事などの入札において、市内業者優先の原則を堅持した上で、応札者が減少していることや落札率が高くなっている状況を継続的に分析し、一般競争入札及び指名競争入札の適用範囲の見直しなど、効果が期待できる対応を実施していく。

また、入札の透明性の確保はもとより、入札・契約事務の負担軽減及び効率化を図るため、電子入札の適用対象の拡大を検討する。

## 未利用地の有効活用及び処分

### 1 現状等

#### (1) 現行行政改革大綱の方針

処分を凍結している土地の売却を進めるために、インターネットオークションなどの新たな売却の手法を検討する。

新たな処分候補地の創出については、行政財産としての利用が見込めない土地の売却を進めるために普通財産への移管を行うとともに、未利用地の処分を検討し、売却に至らない土地については、看板用地での貸付けなどの活用を検討する。

#### (2) 財産の区分

市が保有する公有財産については、地方自治法第 238 条の規定により、行政財産と普通財産に分類されている。

行政財産は、市が公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産であり、所管する部署が維持管理している。

普通財産は、行政財産以外の一切の公有財産であり、公共施設管理課が維持管理している。

#### (3) これまでの取組

行政財産としての用途を廃止し、普通財産へ移管した土地については、行政財産として利用の可能性について調査を実施し、その結果利用見込みがない土地について、「普通財産処分事務取扱要領」に基づき、庁内で組織する財産処分審査委員会に諮った上で売払い又は貸付けを実施している。

売払いに当たっては、当該土地の隣接地との境界や接道状況等を確認した上で、一般競争入札を基本としている。狭小や不整形等により、単独での利用が困難な土地については、隣接者への売払いを検討し、それでもなお売払いが見込めない場合は、看板用地等としての貸付けを検討することとしている。

平成 18 年度から令和 5 年度までに、30 か所（延べ 41 か所）の土地について、一般競争入札を 13 回実施し、20 か所を売却した。30 か所のうち 1 か所は、一般競争入札を 2 回実施したが、落札がなかったことから、内容を見直し、随意契約により売却した。

#### ◆一般競争入札の実施状況

| 年度       | 実施回数 | 実施箇所 | 処分箇所 | 売却額<br>(円)  | 処分箇所の所在（大字）         |
|----------|------|------|------|-------------|---------------------|
| 平成 18 年度 | 3    | 11   | 5    | 315,276,700 | 尾崎台 3 か所、東金野井花井一丁目  |
| 19 年度    | 1    | 3    | 1    | 81,200,000  | 清水                  |
| 20 年度    | 2    | 4    | 1    | 50,000,000  | 鶴奉                  |
| 21 年度    | 1    | 1    | 0    | —           |                     |
| 22 年度    | 1    | 2    | 1    | 31,746,490  | 清水                  |
| 23～30 年度 | —    | —    | —    | —           | 経済状況が好転するまで売払いを一旦凍結 |

|       |    |                |            |                             |                                      |
|-------|----|----------------|------------|-----------------------------|--------------------------------------|
| 令和元年度 | —  | —              | 随契 1       | (4,030,403)                 | 中野台（一般競争入札を2回実施したが、落札がなく、内容を見直し随意契約） |
| 2年度   | 1  | 1              | 1          | 10,500,000                  | 目吹                                   |
| 3年度   | 1  | 3              | 3          | 95,300,000                  | なみき三丁目、野田、七光台                        |
| 4年度   | 1  | 1              | 1          | 45,351,111                  | 堤根                                   |
| 5年度   | 2  | 15             | 7          | 42,348,203                  | 船形、なみき二丁目<br>なみき四丁目5か所               |
| 合計    | 13 | 延べ41<br>(実数30) | 20<br>随契 1 | 671,722,504<br>随契 4,030,403 | ※処分できなかった土地<br>9か所                   |

#### ◆処分できなかった土地9か所の内訳

| 所在（大字） | 箇所数 | 一般競争入札実施年度      | 備考      |
|--------|-----|-----------------|---------|
| 大殿井    | 1   | 平成18年度<br>令和5年度 | 市街化調整区域 |
| 三ツ堀    | 1   | 平成18年度          |         |
| なみき二丁目 | 1   | 令和5年度           | 市街化区域   |
| なみき三丁目 | 3   | 令和5年度           |         |
| なみき四丁目 | 3   | 令和5年度           |         |
| 合計     | 9   |                 |         |

#### ◆有償貸付けの実施状況（令和6年4月1日現在）

| 区分       | 件数 | 金額（円）     |
|----------|----|-----------|
| 自治集会施設等  | 6  | 667,177   |
| 住宅敷地     | 1  | 255,074   |
| バス回転場所敷地 | 3  | 1,644,392 |
| 保育所用地    | 2  | 1,284,043 |
| 事務所等敷地   | 5  | 965,801   |
| 電柱等敷地    | 4  | 76,650    |
| 広告看板設置敷地 | 1  | 100,000   |
| 合計       | 22 | 4,993,137 |

## 2 課題

- ・未利用となっている普通財産について、改めて土地の状況を確認した上で、売却の見込みを検証し、売却を進めるとともに、売却できなかった土地については、インターネットオークションや随時募集等の手法を検討する必要がある。
- ・土地が狭小や不整形等により、単独での利用が困難な土地については、隣接者への売却や看板用地等としての貸付け等を検討する必要がある。
- ・利用に制限がある市街化調整区域内の土地については、売却の可能性が下がるため、有効な活用法を検討する必要がある。
- ・行政財産として利用していない土地については、速やかに行政財産から普通財産に移管した上で、売却を検討する必要がある。

### 3 次期行政改革大綱の考え方

行政財産としての利用が見込めない土地の売却を進めるとともに、売却の見込みがない土地については、看板用地としての貸付け等を進めていく。売れ残った土地については、改めて土地の状況を確認した上で、インターネットオークションや随時募集等の手法により売却する。

## 公共物への有料広告の掲出

### 1 現状等

#### (1) 現行行政改革大綱の方針

新たな広告媒体の活用については、広告の導入が可能な公共物を選定し、積極的に自主財源の確保に努める。

また、施設等のネーミングライツ（命名権）の導入については、地域活性化への貢献など導入に適した施設等を選定し、積極的に検討していく。

#### (2) これまでの取組

これまで、市ホームページや駅自由通路等に広告を導入し、その使用料収入により自主財源の確保に努めてきた。また、くらしの便利帳や広告付案内板等については、本来市の経費で作成するものであるが、広告を掲載した媒体を市に寄附していただくことにより、経費削減を図ってきた。

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等による物価高騰の影響により市税の大幅な減収が見込まれたことから、全庁を挙げて、新たな財源確保策を検討し、市報や保育所等入所案内等の市が発行する各種冊子や納税通知書封筒等に広告を導入して使用料収入を得て自主財源の確保に努めるとともに、広告付AEDの寄附をいただくなど、経費削減を図ってきている。

ネーミングライツ（公共施設の愛称を命名する権利）については、令和4年8月から、児童センターなど4施設に導入し、その後、総合公園野球場など5施設に導入し、現在は、併せて9施設となっている。

駅自由通路の広告については、梅郷駅、清水公園駅、七光台駅に加え、令和5年4月から、愛宕駅において新たに導入した。

なお、広告掲載取扱要綱において、掲載することができる広告の範囲等を定め、広告媒体や掲載内容について疑義等が生じた場合、庁内で組織する広告審査会で審査することとしている。ネーミングライツについては、庁内で組織するネーミングライツ選定委員会において、ネーミングライツパートナー候補者の選定や愛称等について審査している。

| 掲載開始    | 取組内容                       |
|---------|----------------------------|
| 平成20年8月 | 梅郷駅、清水公園駅及び七光台駅の自由通路に広告を導入 |
| 21年1月   | 窓口封筒に広告を導入                 |
| 22年2月   | 自治会回覧板に広告を導入               |
| 25年2月   | 図書館雑誌に広告を導入                |
| 26年4月   | 市役所庁舎フロアマットの広告を導入          |
| 28年6月   | まめバスルート図・時刻表に広告を導入         |
| 29年2月   | 市ホームページにバナー広告を導入           |
| 30年2月   | 広告付案内板に広告を導入               |

|        |  |
|--------|--|
| 30年4月  | くらしの便利帳・公共施設ガイドマップに広告を導入<br>広告付冊子を添付したマタニティストラップの配付を開始 |
| 30年7月  | 広告付冊子を添付したオリジナル婚姻届の配付を開始                               |
| 30年9月  | 広告付番号案内表示機に広告を導入                                       |
| 31年3月  | 野田市子育てガイドブックに広告を導入                                     |
| 令和3年5月 | 市報に広告を導入   |
| 3年7月   | 広告付AED（11台）を導入   |
| 3年9月   | 市議会だよりに広告を導入   |
| 3年10月  | 保育所等入所案内、施設等利用給付認定案内、学童保育所入所案内に<br>広告を導入               |
| 4年1月   | 成人式リーフレットに広告を導入  |
| 4年3月   | こうのとりの里施設案内に広告を導入                                      |
| 4年8月   | 児童センター、文化会館、関宿総合公園、中央の社にネーミングライ<br>ツを導入                |
| 5年3月   | 総合公園野球場にネーミングライツを導入                                    |
| 5年4月   | 総合公園スケートボードパークにネーミングライツを導入<br>愛宕駅の自由通路に広告を導入           |
| 5年7月   | 総合公園体育館にネーミングライツを導入                                    |
| 6年4月   | 総合公園庭球場、総合公園自由広場にネーミングライツを導入<br>納税通知書封筒に広告を導入          |

### (3) 令和元年度から5年度までの使用料収入等の実績

#### ①使用料収入

##### ア 駅自由通路

(単位：円)

| 駅名   | 令和元年度 |         | 2年度 |         | 3年度 |         | 4年度 |         | 5年度 |           |
|------|-------|---------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-----|-----------|
|      | 件数    | 使用料     | 件数  | 使用料     | 件数  | 使用料     | 件数  | 使用料     | 件数  | 使用料       |
| 梅郷   | 2     | 312,000 | 2   | 312,000 | 2   | 312,000 | 3   | 374,200 | 6   | 388,330   |
| 愛宕   | —     | —       | —   | —       | —   | —       | —   | —       | 3   | 216,000   |
| 清水公園 | 3     | 456,000 | 2   | 336,000 | 2   | 336,000 | 3   | 356,000 | 11  | 343,750   |
| 七光台  | 1     | 96,000  | 1   | 96,000  | 1   | 96,000  | 1   | 96,000  | 4   | 164,750   |
| 合計   | 6     | 864,000 | 5   | 744,000 | 5   | 744,000 | 7   | 826,200 | 24  | 1,112,830 |

##### イ 市ホームページバナー広告、広告付案内板（デジタルサイネージ）、広告付 番号案内表示機及びまめバス車内広告

(単位：円)

| 媒体名      | 令和元年度     | 2年度       | 3年度       | 4年度       | 5年度       |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| バナー広告    | 1,090,817 | 935,000   | 869,000   | 704,000   | 1,028,190 |
| 広告付案内板   | 784,800   | 792,000   | 792,000   | 847,000   | 1,122,000 |
| 番号案内表示機  | 3,328,967 | 3,357,067 | 3,359,176 | 3,374,821 | 2,803,578 |
| まめバス車内広告 | 638,640   | 476,080   | 396,000   | 531,520   | 738,320   |
| 合計       | 5,843,224 | 5,560,147 | 5,416,176 | 5,457,341 | 5,692,088 |

## ウ 市が発行する各種冊子等

(単位：円)

| 媒体名           | 令和元年度  | 2年度    | 3年度     | 4年度       | 5年度       |
|---------------|--------|--------|---------|-----------|-----------|
| 市報のだ          | 0      | 0      | 132,000 | 396,000   | 1,256,677 |
| 農業委員会だより      | 0      | 0      | 8,000   | 16,000    | 16,000    |
| 成人式リーフレット     | 0      | 0      | 0       | 95,000    | 96,000    |
| 学童保育所入所案内     | 0      | 0      | 20,000  | 30,000    | 30,000    |
| 図書館所蔵雑誌最新号カバー | 48,380 | 55,552 | 57,534  | 96,198    | 52,632    |
| 市議会だより        | 0      | 0      | 40,000  | 80,000    | 80,000    |
| こうのとりの里施設案内   | 0      | 0      | 40,000  | 0         | 0         |
| 保育所等入所案内      | 0      | 0      | 250,000 | 280,000   | 200,000   |
| 施設等利用給付認定案内   | 0      | 0      | 12,000  | 12,000    | 12,000    |
| 納税通知書封筒       | 0      | 0      | 0       | 0         | 363,055   |
| 合計            | 48,380 | 55,552 | 559,534 | 1,005,198 | 2,106,364 |

### ②広告掲載企業からの物品納入

市に直接の収入はないが、広告を掲載した媒体を作成して市に寄附することにより、市の財政負担の軽減が図れるもの。

(単位：円)

| 媒体名        | 令和元年度     | 2年度       | 3年度       | 4年度       | 5年度       |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 子育てガイドブック  | 2,296,000 | 2,296,000 | 2,296,000 | 2,296,000 | 2,296,000 |
| 広告付AED     | 0         | 0         | 435,600   | 435,600   | 435,600   |
| 自治会等回覧板    | 399,600   | 0         | 399,600   | 0         | 399,600   |
| 本庁舎フロアマット  | 368,739   | 369,390   | 363,210   | 0         | 0         |
| オリジナル婚姻届   | 10,150    | 10,150    | 10,150    | 10,150    | 10,150    |
| おくやみハンドブック | 0         | 0         | 1,700     | 1,700     | 1,700     |
| 合計         | 3,074,489 | 2,675,540 | 3,506,260 | 2,743,450 | 3,143,050 |

### ③ネーミングライツの導入実績

(単位：円)

| 正式名称    | 愛称                                  | 導入時期 | 年額        | 4年度       | 5年度       |
|---------|-------------------------------------|------|-----------|-----------|-----------|
| 児童センター  | のだしこども館<br>supported by<br>kikkoman | 4年8月 | 3,000,000 | 2,000,000 | 3,000,000 |
| 文化会館    | 野田ガスホール                             | 4年8月 | 1,600,000 | 1,066,667 | 1,600,000 |
| 関宿総合公園  | 関宿パーク MOPS                          | 4年8月 | 1,600,000 | 1,066,667 | 1,600,000 |
| 中央の社    | 東京理科大学 ふれ<br>あいの杜                   | 4年8月 | 300,000   | 200,000   | 300,000   |
| 総合公園野球場 | SAN-POW スタジアム<br>野田                 | 5年3月 | 300,000   | 25,000    | 300,000   |

|                |                     |      |           |           |           |
|----------------|---------------------|------|-----------|-----------|-----------|
| 総合公園スケートボードパーク | YOKOKAWA SKATEPARK  | 5年4月 | 100,000   | —         | 100,000   |
| 総合公園体育館        | インフォマージュアリーナ        | 5年7月 | 1,000,000 | —         | 750,000   |
| 総合公園庭球場        | 駒崎興業ゴールデンスラム テニスコート | 6年4月 | 240,000   | —         | —         |
| 総合公園自由大広場      | 駒崎興業スポーツパーク         | 6年4月 | 80,000    | —         | —         |
| 合計             |                     |      | 8,220,000 | 4,358,334 | 7,650,000 |

## 2 課題

- ・自主財源を確保するため、様々な公共物や刊行物等に広告を導入しているところであるが、厳しい財政状況を踏まえ、引き続き、公用車や封筒など、活用できるあらゆる媒体について、導入に係る必要経費等を正確に把握した上で、導入の可能性を検討し、積極的に新たな財源の確保に努める必要がある。
- ・ネーミングライツについては、施設の新設や改修等のタイミングで導入の適否を判断するとともに、既存施設について、企画提案があった場合は、適切に対応する必要がある。
- ・ネーミングライツを含め、広告の募集に当たっては、あらゆる手法を活用して積極的に周知する必要がある。

## 3 次期行政改革大綱の考え方

厳しい財政状況を踏まえ、引き続き、公用車や封筒など、活用できるあらゆる媒体への広告について、導入に係る必要経費等を正確に把握した上で、導入の可能性を検討し、積極的に新たな財源の確保に努める。

ネーミングライツについては、施設の新設や改修等のタイミングで導入の適否を判断するとともに、既存施設について、企画提案があった場合は、適切に対応する。

募集に当たっては、あらゆる手法を活用して積極的に周知する。